

建設分野技能実習に関する事業協議会について

1 目的

建設分野技能実習に係る関係者間において、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、その建設業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行う。

(「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第五十四条関係)

2 構成員（別紙1のとおり）

3 資料及び議事

後日公開

4 事務局

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

建設分野技能実習に関する事業協議会構成員名簿（敬称略）

<構成員>

- 1 佐賀大学経済学部 早川 智津子
- 2 建設業労働災害防止協会
- 3 （一社）建設産業専門団体連合会
- 4 （一社）住宅生産団体連合会
- 5 全国管工事業協同組合連合会
- 6 （一社）全国クレーン建設業協会
- 7 （一社）全国建行協
- 8 （一社）全国建設業協会
- 9 （一社）全国建設室内工事業協会
- 10 全国建設労働組合総連合
- 11 （一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会
- 12 全国サイディング事業協同組合連合会
- 13（公社）全国鉄筋工事業協会
- 14 全国中小企業団体中央会
- 15（一社）全国中小建設業協会
- 16（一社）全国中小建設工事業団体連合会
- 17（一社）全国防水工事業協会
- 18 全国マスチック事業協同組合連合会
- 19（一社）全日本瓦工事業連盟
- 20（公社）日本エクステリア建設業協会
- 21 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 22（一社）日本型枠工事業協会
- 23（一社）日本機械土工協会
- 24（一社）日本金属屋根協会
- 25 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 26（一社）日本建設機械施工協会
- 27（一社）日本建設業経営協会
- 28（一社）日本建設業連合会

- 29 (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- 30 (一社) 日本建築大工技能士会
- 31 (一社) 日本建築板金協会
- 32 (一社) 日本左官業組合連合会
- 33 日本室内装飾事業協同組合連合会
- 34 (一社) 日本シャッター・ドア協会
- 35 (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- 36 (一社) 日本塗装工業会
- 37 (一社) 日本蔦工業連合会
- 38 (一社) 日本発破・破碎協会
- 39 (一社) 日本溶接協会
- 40 (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- 41 (一社) 窓廻り装飾事業協会
- 42 国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

<オブザーバー>

- 43 外国人技能実習機構
- 44 (一社) 建設技能人材機構
- 45 (一財) 国際建設技能振興機構
- 46 法務省 出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
- 47 厚生労働省 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室

建設分野技能実習に関する事業協議会 設置要綱

（名称）

第1条 本協議会は、建設分野技能実習に関する事業協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、建設分野技能実習に係る関係者間において、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、その建設業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 建設分野技能実習の実施状況に係る情報共有
- 二 本実習の適正な監理を推進する上での課題に関する意見の交換
- 三 本実習の適正な監理の徹底に向けた周知及び啓発
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

（構成員）

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
- 二 建設業者団体（元請団体、専門工事業団体等）
- 三 国土交通省
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要と認められる者

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する座長の承認を得て構成員となる。

（座長）

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、構成員の中から互選によって選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、運営を統括する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、次条に規定する事務局が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が行う。

(資料及び議事の公開)

第8条 協議会の資料及び議事概要は、国土交通省ホームページで会議開催後日公開する。ただし、座長が必要と認めるものは非公表とすることができる。

(雑則)

第9条 協議会は、必要に応じて、本要綱の規定の見直しを行うものとする。

2 要綱の見直しは、構成員の定員の過半数の賛成を以て了承されるものとする。

第10条 本要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、平成30年3月26日より施行する。

附 則（令和5年3月23日）

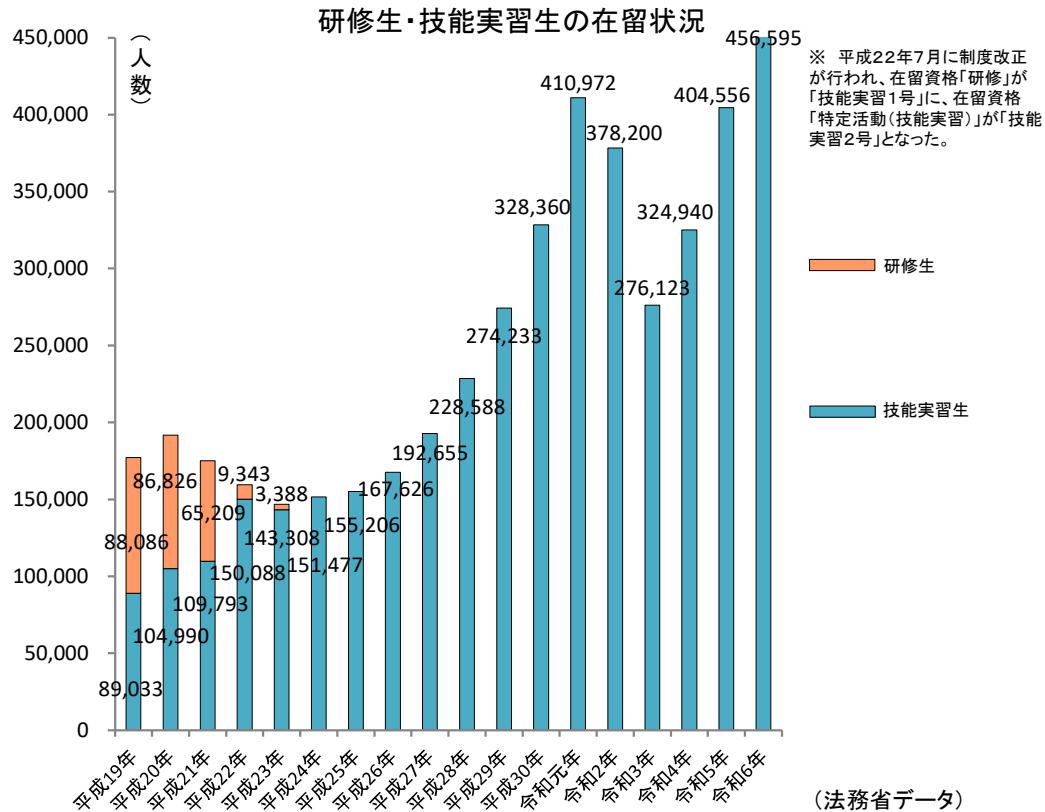
本要綱は、令和5年3月23日より施行する。

外国人技能実習制度の現状

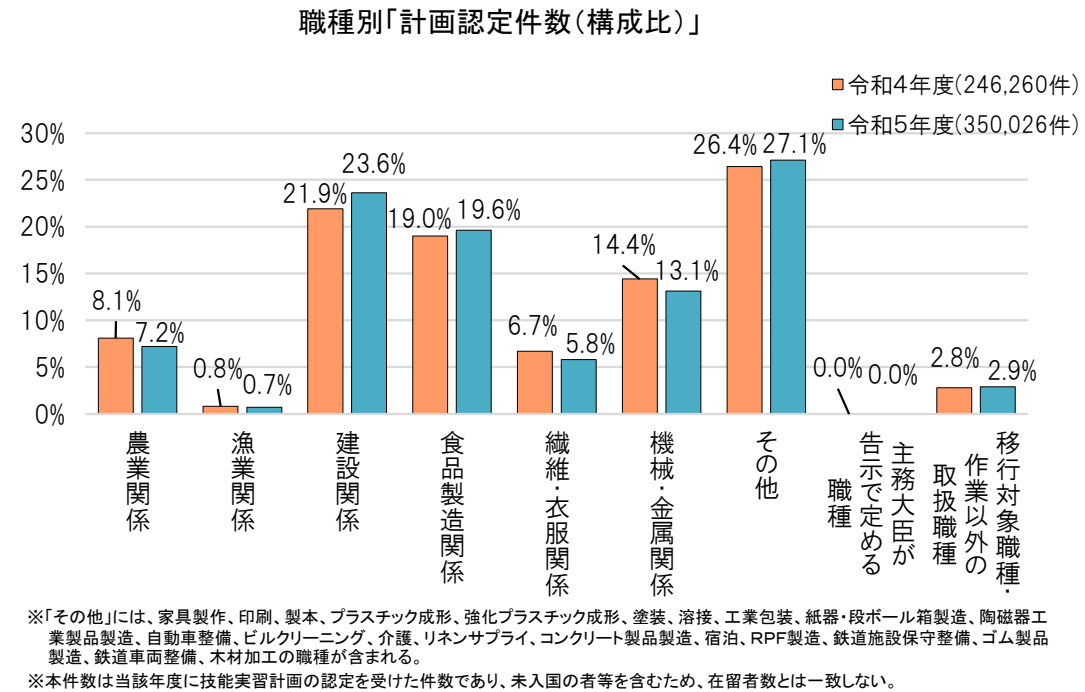
令和7年5月28日



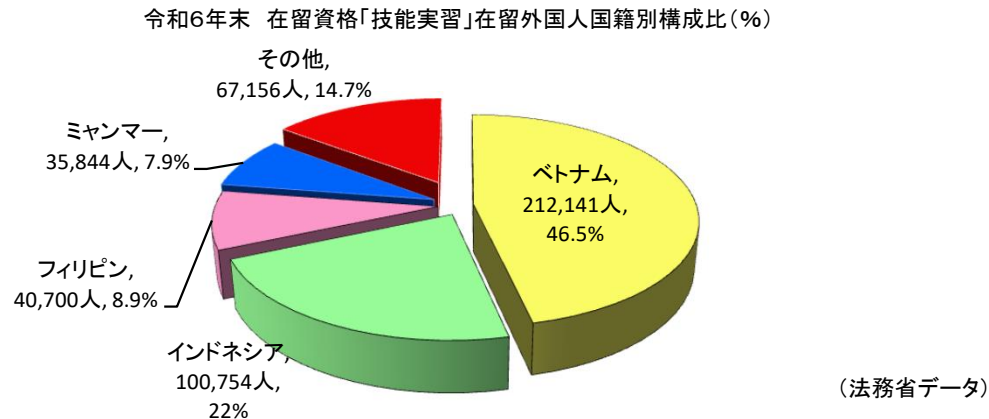
1 令和6年末の技能実習生の数は、456,595人



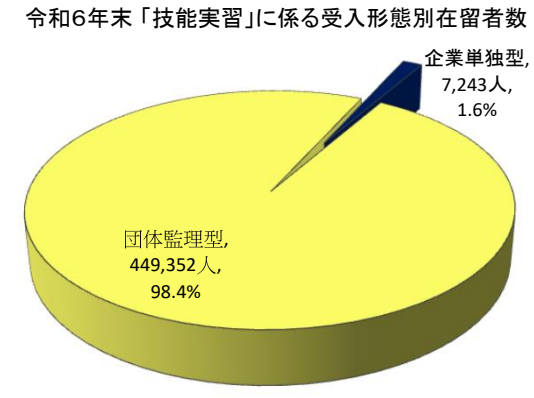
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



4 団体監理型の受入れが98.4%



(1) 技能実習生数 (令和 6 年末現在)

	1 号	2 号	3 号
企業単独型	2,826	4,049	368
団体監理型	139,475	280,723	29,154

(2) 監理団体許可件数

	令和 5 年度
一般管理事業	0
特定監理事業	168
合計	168

(3) 技能実習計画の認定件数 (令和 5 年度)

	1 号	2 号	3 号
企業単独型	4,373	2,294	154
団体監理型	174,476	153,260	15,469
合計	178,849	155,554	15,623

(4) 実地検査及び指導件数 (令和 5 年度)

	監理団体	実習実施者
実地検査	4,537	21,616
指導件数	2,352	8,371

(5) 母国語相談の状況

	令和 5 年度
ベトナム語	7,914
中国語	2,356
インドネシア語	1,659
フィリピン語	1,349
カンボジア語	419
ミャンマー語	330
英語	116
タイ語	110
その他	54

(出典)

(1) 出入国在留管理庁

『令和6年末現在における在留外国人数について』

(2)～(5) 外国人技能実習機構

『令和5年度業務統計』

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧(91職種168作業) 資料 2

1 農業・林業関係（3職種7作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果 樹
畜産農業●	養 豚
	養 鶏
	酪 農
林業	育林・素材生産作業

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
	ほたてがい・まがき養殖
養殖業●	

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
と び	と び
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 銅製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表 装	壁 装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘 削 締固め
築 炉	築 炉

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
	加熱性水産加工
	食品製造業●
非加熱性水産加工 食品製造業●	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
	かまぼこ製品製造
	牛豚食肉処理加工業●
ハム・ソーセージ・ベーコン 製造	牛豚精肉商品製造△
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	パン製造
	そう菜製造業●
	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
	医療・福祉施設給食製造●△
	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
	準備工程
織布運転●	製織工程
	仕上工程
染 色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
	婦人子供服製造
	紳士服製造
	紳士既製服製造
	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
	寝具製作
	寝具製作
	寝具製作
	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
	製造
	製造
帆布製品製造	帆布製品製造
	ワイシャツ製造
	ワイシャツ製造
	ワイシャツ製造
	ワイシャツ製造
布はく縫製	自動車シート縫製
座席シート縫製●	

6 機械・金属関係（17職種34作業）

職種名	作業名
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛 造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
	構造物鉄工
鉄工	機械板金
	めっき
アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
機械検査	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械保全	機械組立仕上げ
	機械検査
電子機器組立て	機械系保全
	電子機器組立て
電気機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
プリント配線板製造	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
アルミニウム圧延・押出製 品製造●△	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
金属熱処理業●	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
金属熱処理業●	引抜加工
	仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）
金属熱処理業●	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）

7 その他（21職種39作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印 刷	オフセット印刷
製 本	グラビア印刷●△
	製 本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
強化プラスチック成形	インフレーション成形
	ブロー成形
塗 装	手積り積層成形
	建築塗装
溶 接●	金属塗装
	鋼橋塗装
工業包装	噴霧塗装
	手溶接
紙器・段ボール箱製造	平自動溶接
	工業包装
印刷箱打抜き	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
貼箱製造	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
自動車整備●	パッド印刷
	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
	介 護
クリーニング●△	リネンサブライ仕上げ
	一般家庭用クリーニング
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
	RPF製造●
RPF製造●	RPF製造
	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
鉄道車両整備●	混練り圧延加工
	複合積層加工
木材加工●△	走行装置検修・解き装
	空気装置検修・解き装
機械製材	機械製材
	機械製材

○ 社内検定型の職種・作業（2職種4作業）

職種名	作業名
空港グラウンドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
ボイラーメンテナンス●△	客室清掃△
	ボイラーメンテナンス

（注1）●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注2）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

（令和7年3月7日時点）

「**母国語相談**」として、**曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応**を実施。
 また、**地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）**を実施。
 さらに、技能実習生に対する**各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信**（URL：https://www.otit.go.jp/sns/index.html）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも**電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙**によって、**8か国語での申告・相談が可能**。電話料金はフリーダイヤルで無料。

暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口（技能実習SOS・緊急相談専用窓口※）を開設。

※ 下記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュ。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL ※メールでの相談はこちらで受付
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

技能実習生の皆さま

「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■9か国語対応

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ
- ・母国語相談窓口：
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
- ・災害情報：地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
- ・事務所検索（大使館）：あなたの国の大使館情報
- ・アプリ共有：
Facebook、X（旧Twitter）、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア

※ アプリの利用により個人の情報などは収集されません。



■お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

技能実習生・実習実施者・監理団体の皆様へ

日本語教育アプリ

「げんばのにほんご」

をご活用ください



日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、入国前講習、入国後講習、実習期間中等のスキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。



※活用イメージ

- 本アプリは、技能実習先における現場の言葉や会話の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は無料です。

※インターネット接続によるデータ通信料を要します。その際の通信料は利用者負担となります。

- 英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語及びミャンマー語の8言語に対応しています。

- 令和7年4月現在、本アプリが対応している職種は「機械・金属関係職種」、「食品製造関係職種」、「建設関係職種」、「農業関係職種」、「繊維・衣服関係職種」及び「漁業関係職種」の6職種です。

▶ iPhoneをお使いの方は[こちら](#)

▶ Androidをお使いの方は[こちら](#)



アプリに関するお問い合わせ先 ▶ contact@genbanonihongo.com

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

技能実習生の適切な監理のために

日本に来て間もない技能実習生は、慣れない土地・環境で戸惑っています。周りに知り合いもいない方がほとんどです。

技能実習生の不安解消のために、知っておいていただきたいことを下にまとめました。

☆技能実習生はいろんな不安を抱えています☆



まずはコミュニケーションをとるようにしましょう。

挨拶をすることでも結構です。

顔を見て「〇〇さん、おはようございます」と声をかけましょう。

日本語を覚えるとコミュニケーションもスムーズになります。日本語の習得を支援しましょう。

☆外国との文化・生活習慣の違いを理解しましょう☆

「日本に来ているのだから日本の文化や習慣に従うべきだ」とお考えの方もいるかと思いますが、それぞれの文化等を尊重する考え方も必要です。例えば、以下のような点に気を付けましょう。

・頭は神聖なもの。叩くことはもちろん、触ることも不可です。

危険なことを注意する場合でも頭を触るのは避けましょう。

・大声を話されるのを暴言と考える人が多いです。

注意する場合であっても大声を出すのはやめましょう。

☆個人ごとに違いがあることを理解しましょう☆

・仕事の仕方を何度も聞くことをためらってしまう人がいます。分かるまで教えてあげてください。

・不快なことがあっても耐えている人がいます。普段から気にかけていただき、困っていることがないか、聞いてください。

よい環境で技能実習をしていただくために、今よりも少し、技能実習生に配慮していただくようお願いします。



技能実習生 安全衛生対策 マニュアル

建設職種



外国人技能実習機構

<https://www.otit.go.jp/anzen/>



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要資料 2

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

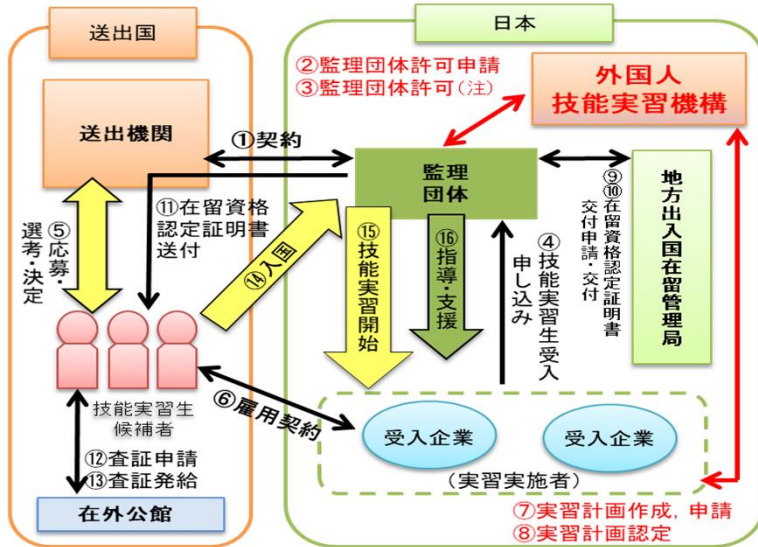
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立
同年11月28日公布

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約46万人在留している。
※令和6年末時点

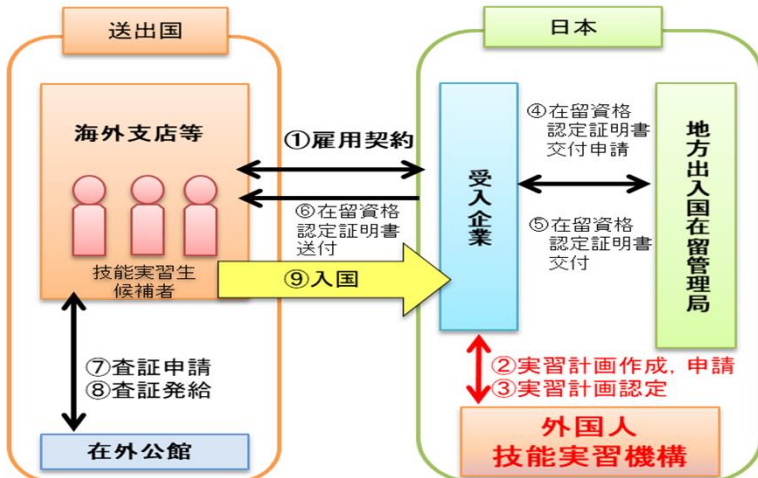
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

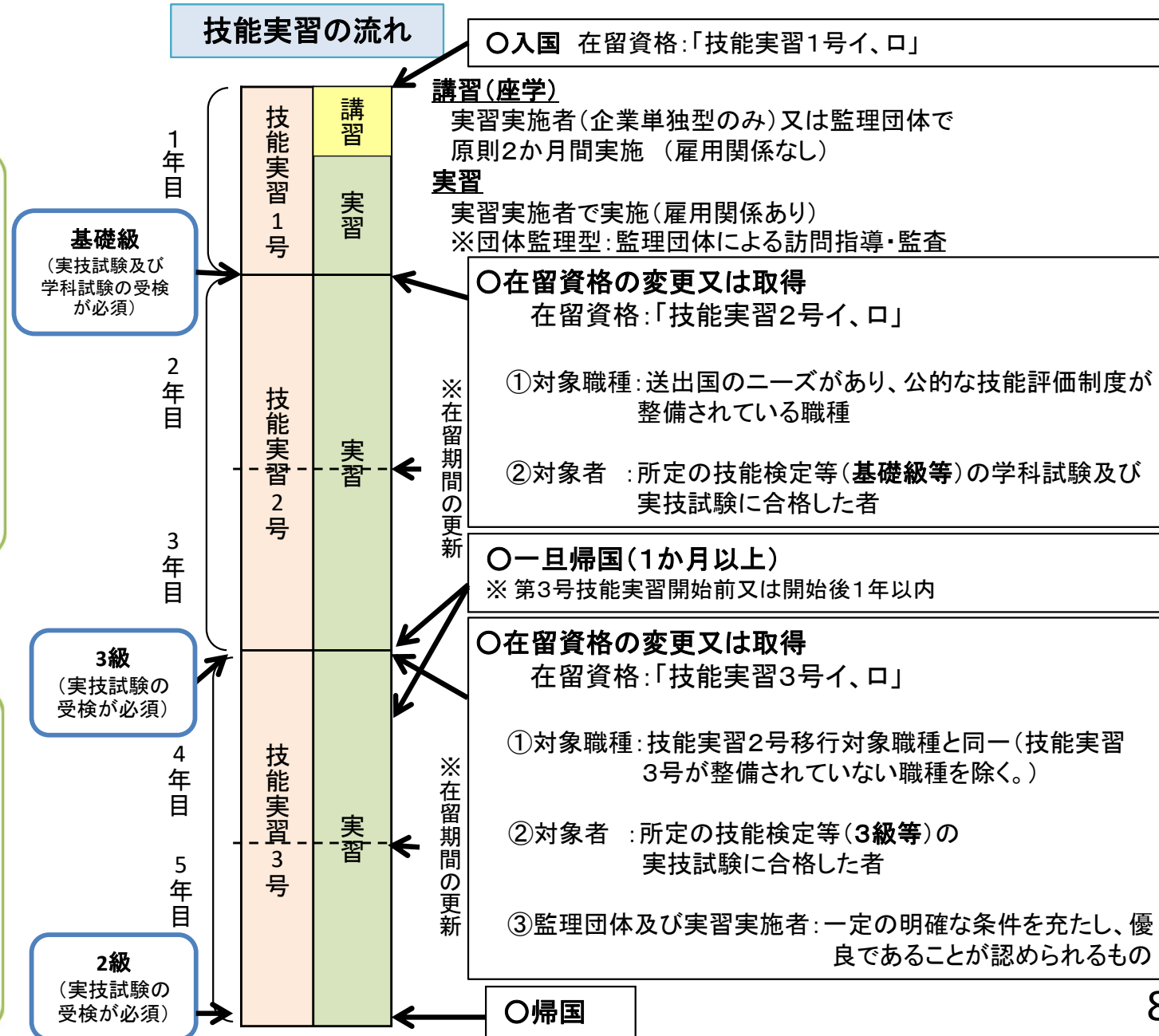


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ





世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

外国人技能実習制度の現状

令和7年5月28日 令和7年度 建設分野技能実習に関する事業協議会

出入国在留管理庁在留管理支援部

在留管理課特定技能・技能実習運用企画室

Immigration Services Agency

職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和6年末時点：456,595人）

資料3

1 農業・林業関係（3職種7作業）（31,635人）（人）

職種名	作業名	在留者数
耕種農業● (25,640人)	施設園芸	13,950
	畑作・野菜	11,141
	果樹	549
畜産農業● (5,995人)	養豚	1,239
	養鶏	2,083
	酪農	2,673
林業（0人）	育林・素材生産作業	0

2 漁業関係（2職種10作業）（3,352人）（人）

職種名	作業名	在留者数
漁船漁業● (1,485人)	かつお一本釣り漁業	321
	延縄漁業	49
	いか釣り漁業	110
	まき網漁業	555
	ひき網漁業	247
	刺し網漁業	35
	定置網漁業	118
	かに・えびかご漁業	49
養殖業●(1,867人)	棒受網漁業△	1
	ほたてがい・まがき養殖	1,867

3 建設関係（22職種33作業）（106,568人）（人）

職種名	作業名	在留者数
さく井 (504人)	パーカッション式さく井工事	116
	ロータリー式さく井工事	388
建築板金 (2,574人)	ダクト板金	988
	内外装板金	1,586
冷凍空調和機器施工（945人）	冷凍空調和機器施工	945
建具製作（318人）	木製建具手加工	318
建築大工（4,519人）	大工工事	4,519
型枠施工（13,157人）	型枠工事	13,157
鉄筋施工（10,743人）	鉄筋組立て	10,743
ヒビ（30,627人）	ヒビ	30,627
石材施工 (493人)	石材加工	248
	石張り	245
タイル張り（893人）	タイル張り	893
かわらぶき（500人）	かわらぶき	500
左官（3,799人）	左官	3,799
配管 (4,318人)	建築配管	3,363
	プラント配管	955
熱絶縁施工（1,618人）	保温保冷工事	1,618
内装仕上り施工 (5,873人)	プラスチック系床仕上り工事	500
	カーベット系床仕上り工事	216
	鋼製下地工事	852
	ボード仕上り工事	3,519
	カーテン工事	786
サッシ施工（529人）	ビル用サッシ施工	529
防水施工（3,999人）	シーリング防水工事	3,999
コンクリート圧送施工（919人）	コンクリート圧送工事	919
ウェルポイント施工（37人）	ウェルポイント工事	37
表装（905人）	壁装	905
建設機械施工● (18,954人)	押土・整地	399
	積込み	878
	掘削	13,004
	締固め	4,673
築炉（344人）	築炉	344

4 食品製造関係（11職種19作業）（92,627人）（人）

職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締●（601人）	缶詰巻締	601
食鳥処理加工業●（4,550人）	食鳥処理加工	4,550
加熱性水産加工食品製造業● (6,336人)	節類製造	555
	加熱乾製品製造	1,076
	調味加工品製造	4,627
	くん製品製造	78

4 食品製造関係（11職種19作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数
非加熱性水産加工食品製造業● (16,511人)	塩蔵品製造	7,291
	乾製品製造	2,354
	発酵食品製造	938
	調理加工品製造	550
	生食用加工品製造	5,378
水産練り製品製造（1,460人）	かまぼこ製品製造	1,460
牛豚食肉処理加工業● (3,541人)	牛豚部分肉製造	3,511
	牛豚精肉商品製造△	30
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（2,692人）	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,692
パン製造（6,345人）	パン製造	6,345
そう菜製造業●（45,435人）	そう菜加工	45,435
農産物漬物製造業△（765人）	農産物漬物製造	765
医療・福祉施設給食製造△（4,391人）	医療・福祉施設給食製造	4,391

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（26,086人）（人）

職種名	作業名	在留者数
紡績運転● (772人)	前紡工程	76
	精紡工程	228
	巻系工程	31
織布運転● (1,264人)	合ねん糸工程	437
	準備工程	182
染色 (715人)	製織工程	1,065
	仕上工程	17
ニット製品製造 (354人)	糸浸染	187
	織物・ニット浸染	528
たて編ニット生地製造●（186人）	靴下製造	265
	丸編みニット製造	89
婦人子供服製造（17,068人）	たて編ニット生地製造	186
紳士服製造（1,236人）	婦人子供既製服縫製	17,068
下着類製造●（974人）	紳士既製服製造	1,236
寝具製作（435人）	下着類製造	974
カーベット製造●△ (189人)	寝具製作	435
カーベット製造●△ (189人)	織じゅうたん製造	1
	タフテッドカーベット製造	22
	ニードルパンチカーベット製造	166
帆布製品製造（962人）	帆布製品製造	962
布はく縫製（242人）	ワイシャツ製造	242
座席シート縫製●（1,689人）	自動車シート縫製	1,689

6 機械・金属関係（17職種34作業）（60,781人）（人）

職種名	作業名	在留者数
鑄造 (3,487人)	鑄鉄鑄物鑄造	2,414
	非鉄金属鑄物鑄造	1,073
鍛造 (405人)	ハンマ型鍛造	125
	プレス型鍛造	280
ダイカスト (1,683人)	ホットチャンパダイカスト	144
	コールドチャンパダイカスト	1,539
機械加工 (10,956人)	普通旋盤	2,065
	フライス盤	1,747
	数値制御旋盤	3,887
	マシニングセンタ	3,257
金属プレス加工（9,082人）	金属プレス	9,082
鉄工（5,560人）	構造物鉄工	5,560
工場板金（4,051人）	機械板金	4,051
めっき (2,975人)	電気めっき	2,404
	溶融亜鉛めっき	571
アルミニウム陽極酸化処理（440人）	陽極酸化処理	440
仕上げ (2,332人)	治工具仕上げ	278
	金型仕上げ	296
機械検査（6,290人）	機械組立仕上げ	1,758
機械保全（1,931人）	機械検査	6,290
電子機器組立て（8,121人）	機械系保全	1,931
	電子機器組立て	8,121

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て (2,292人)	回転電機組立て	342
	変圧器組立て	75
	配電盤・制御盤組立て	1,187
	開閉制御器具組立て	323
プリント配線板製造 (1,104人)	回転電機巻線製作	365
	プリント配線板設計	7
アルミニウム圧延・押出製品製造●△ (28人)	プリント配線板製造	1,097
	引抜加工	2
金属熱処理業● (44人)	仕上げ	26
	全体熱処理	25
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）	9
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	10

7 その他（21職種38作業）（127,617人）（人）

職種名	作業名	在留者数
家具製作（2,333人）	家具手加工	2,333
	印刷	1,315
製本（1,979人）	オフセット印刷	438
	グラビア印刷●△	1,979
プラスチック成形 (20,066人)	製本	1,780
	圧縮成形	16,326
	射出成形	727
	インフレーション成形	1,233
強化プラスチック成形（898人）	ブロー成形	898
	手積み積層成形	3,820
塗装 (14,471人)	建築塗装	6,211
	金属塗装	648
溶接● (23,065人)	鋼橋塗装	3,792
	噴霧塗装	3,785
工業包装（16,423人）	手溶接	19,280
	半自動溶接	16,423
紙器・段ボール箱製造 (2,388人)	工業包装	708
	印刷箱打抜き	468
陶磁器工業製品製造● (262人)	印刷箱製箱	220
	貼箱製造	992
自動車整備●（5,818人）	段ボール箱製造	57
	機械ろくろ成形	54
ビルクリーニング（8,227人）	圧力鋳込み成形	151
	パッド印刷	5,818
介護●（20,065人）	自動車整備	8,227
リネンサプライ●△（2,971人）	ビルクリーニング	20,065
	介護	2,971
コンクリート製品製造●（2,226人）	リネンサプライ△	2,226
	コンクリート製品製造	2,403
宿泊●△（2,403人）	接客・衛生管理	143
RPF製造●（143人）	RPF製造	114
鉄道施設保守整備●（114人）	軌道保守整備	1,315
ゴム製品製造●△ (1,695人)	成形加工	210
	押出し加工	121
鉄道車両整備● (18人)	混練り圧延加工	49
	複合積層加工	18
木材加工●△（299人）	走行装置検修・解き装	0
	空気装置検修・解き装	299

8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（106人）（人）

職種名	作業名	在留者数
空港クラッドハンドリング● (105人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	55
ボイラーメンテナンス●△（1人）	客室清掃△	50
	ボイラーメンテナンス	1

9 非移行対象職種（7,823人）（人）

外国人技能実習機構で行う範囲（※主務大臣等も実施可能）

実地検査

○監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問等により検査を行うもの。

定期検査

○検査計画に基づき定期的に実施するもの。
※監理団体は1年に1回程度、実習実施者は3年に1回程度実施することとしている。

- ・技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

臨時検査

○技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等あり

改善勧告・改善指導

未改善

○重大・悪質な法令違反
○同種違反を繰り返す場合等

改善

法令違反等なし

完結

主務大臣等による行政処分等

行政処分等の内容

○行政処分等を行う場合には、**事業者名等を公表**。

行政処分等の内容と効果は、以下のとおり。

監理許可・計画認定の取消し

○重大な許可・認定基準違反、法令違反等に対し、許可・認定を取り消す。
（第37条第1項、法第16条第1項）

⇒ 取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可及び技能実習計画の認定が受けられなくなる。

事業停止命令

○許可基準違反や法令違反に対し、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずる。
（法第37条第3項）

⇒ 事業停止命令に従わない場合、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可の取消事由となる。

改善命令

○許可・認定基準違反や法令違反に対し、期限を定めて改善のための措置を命ずる。
（第36条第1項、法第15条第1項）

⇒ 改善命令に従わない場合は、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可・認定の取消事由となる。

※特に悪質な法令違反の場合（罰則あり）には、刑事告発

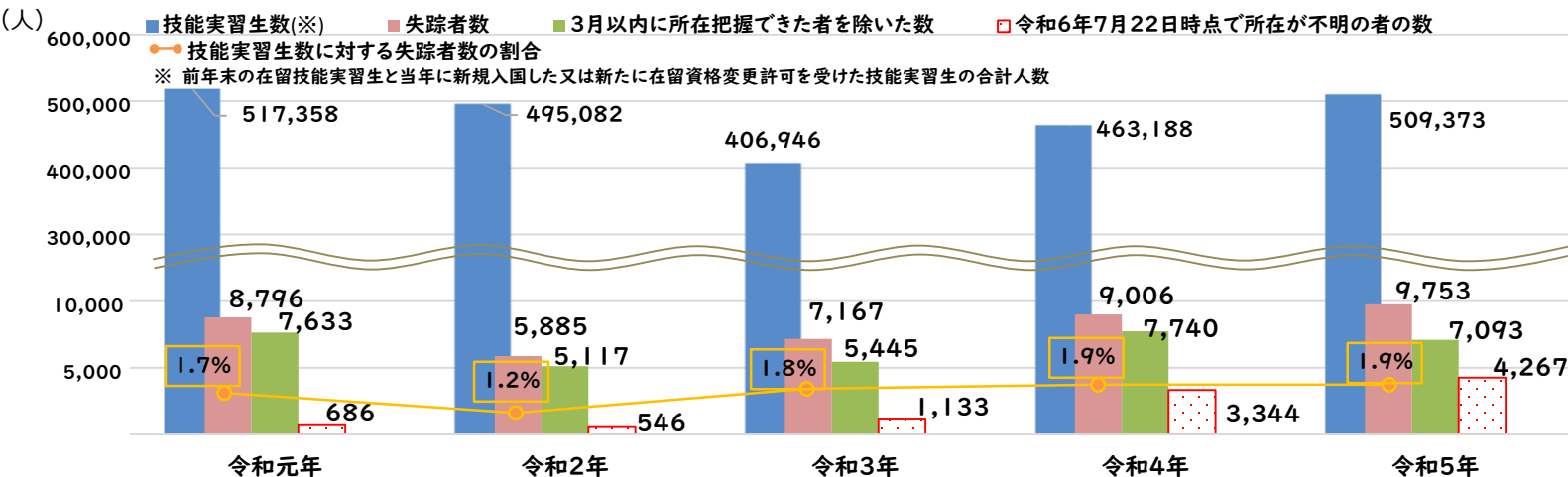
○ 技能実習法に基づく行政処分等の状況

令和7年3月25日現在

	監理団体		実習実施者		
	許可取消 (団体数)	改善命令 (団体数)	認定取消		改善命令 (実習実施者数)
			実習実施者数	取り消した 計画認定数	
合 計	54	32	574	9,346	15
平成30年度	1	0	8	151	1
令和元年度	4	0	23	244	2
令和2年度	13	2	77	1,001	6
令和3年度	13	10	177	2,080	6
令和4年度	12	15	114	1,723	0
令和5年度	5	5	120	1,403	0
令和6年度	6	0	55	2,744	0

技能実習生の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

- 令和5年における技能実習生の失踪者数は9,753人であり、これまで最も多い数となった。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は1.9%で、例年と同程度の推移となっている。
- 令和元年から令和5年までの技能実習生の失踪者のうち、令和6年7月時点で所在が不明の者は9,976人である。



令和元年から令和5年までの失踪者のうち、令和6年7月22日時点で所在が不明の者

9,976人

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
総計	8,796	7,633	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093
ベトナム	6,105	5,515	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920
ミャンマー	347	174	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5
中国	1,330	1,148	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703
カンボジア	462	303	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565
インドネシア	307	290	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611
フィリピン	85	69	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69
モンゴル	42	41	36	33	31	25	55(1.7%)	45	49(1.3%)	39
タイ	61	52	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30
バングラデシュ	17	7	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20
ラオス	16	15	3	3	8	8	11(1.2%)	11	7(0.5%)	6
その他	24	19	34	26	16	14	54(1.4%)	48	137(2.1%)	125

失踪技能実習生数 ①【累計】	40,607
所在が判明した者 ②【累計】	30,631
把握率 (②/①)	75.4%
所在が不明の者 (①-②)	9,976

詳細は6ページ参照

- 失踪した技能実習生については、その後、在留期限内に出国する者や不法残留者となる者などがおり、出国、在留及び退去強制などの入管庁における各種手続を通じて所在が把握できている。
- 令和5年の失踪者については、技能実習実施困難時届出書受理日から3月以内（※）に約27.3%の所在が把握できている。
- ミャンマー人については、技能実習実施困難時届出書受理日以後3月以内に約99.7%の所在が把握できおり、大多数がミャンマーの情勢不安に対する緊急避難措置として設けた「特定活動」への在留資格変更許可手続を受けている。
- ※ 技能実習生が在留資格に係る活動を3月を超えて行っていない場合は、在留資格取消手続の対象となる。

所在把握状況

（人）

国籍	失踪者数（①）	3月以内に所在把握できた者（②）	3月以内に所在把握できなかった者	把握率（②／①）
総計	9,753	2,660	7,093	27.3%
ベトナム	5,481	561	4,920	10.2%
ミャンマー	1,765	1,760	5	99.7%
中国	816	113	703	13.8%
カンボジア	694	129	565	18.6%
インドネシア	662	51	611	7.7%
フィリピン	84	15	69	17.9%
モンゴル	49	10	39	20.4%
タイ	38	8	30	21.1%
バングラデシュ	20	0	20	0.0%
ラオス	7	1	6	14.3%
その他	137	12	125	8.8%



3月以内に所在把握できた者（内訳）

端 緒	人 数
出国手続	609
在留手続	1,825
退去強制手続	104
その他	122
総 計	2,660



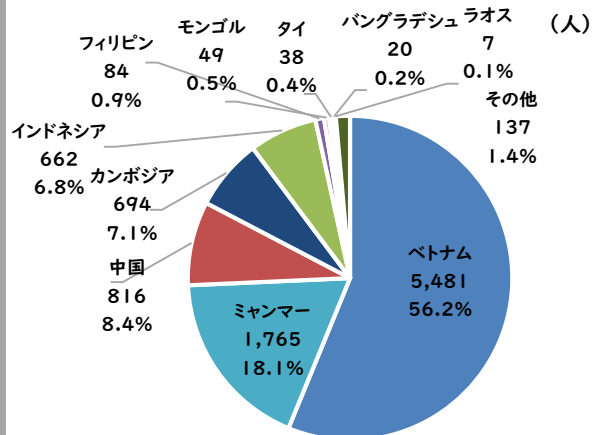
うち、ミャンマー人の所在把握状況

端 緒	人数
出国手続	1
在留手続	1,746
・特定活動（本国情勢）	1,739
・上記以外	7
退去強制手続	0
その他	13
総 計	1,760

- ベトナムは失踪者数が最も多いが、令和4年と比較して失踪者数が535人減少した(約8.9%減)。
 - 新たな失踪防止対策として、来日前の技能実習生に対して、あらかじめ労働条件等の確認を促す取組を実施。
- ミャンマーは令和4年と比較して、1,158人失踪者数が増えた(約190.8%増)。
 - 大多数が在留資格を緊急避難措置に係る「特定活動」へ変更していることから、安易な申請を防ぐための対策を講じる。

国籍別失踪者数

9,753人(令和5年)



【参考】令和元～5年までの失踪技能実習生の推移
(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総計	8,796	5,885	7,167	9,006	9,753
ベトナム	6,105	3,741	4,772	6,016	5,481
ミャンマー	347	250	447	607	1,765
中国	1,330	964	896	922	816
カンボジア	462	494	667	829	694
インドネシア	307	240	208	367	662
フィリピン	85	48	47	70	84
モンゴル	42	36	31	55	49
タイ	61	62	74	70	38
バングラデシュ	17	13	1	5	20
ラオス	16	3	8	11	7
その他	24	34	16	54	137

ベトナム

失踪者数減少の要因

- 失踪者の発生が著しい送出機関に対して新規受入れ停止措置を実施(令和3年)
- ベトナム国内で、外国で働く労働者に対する費用負担に係る改正法が施行され(令和4年)、技能実習生の来日のための費用負担額が減少した。

新たな失踪防止対策

一方で、依然として最も失踪者数が多い状況にある。

労働条件等のミスマッチによる失踪の発生を防ぐため、ベトナム国内で直接啓発するためのリーフレットを作成し、在外公館等を通じて技能実習を希望する者に周知。



ミャンマー

失踪者数増加の要因

- 失踪者1,765名のうち、1,739名(約98.5%)が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る特定活動の在留資格を得て滞在している。

対策

- 誤用・濫用的に緊急避難措置が活用されることを防ぐため、残余の在留期間がある失踪技能実習生に対して、まずは、技能実習の継続が困難である理由について説明を求めるなど、運用を見直す。

ミャンマー人への緊急避難措置

- ミャンマーにおいて、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、情勢が不透明な状況となった。同年5月28日以降、情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について、緊急避難措置として在留や就労を認めている。
- 令和5年12月末現在、15,172人が同措置に係る在留資格「特定活動」の許可を受けて在留しており、在留資格「技能実習」で入国した者が多くを占めている。
- ミャンマー情勢は、今なお事態の改善に向けた動きが見られていない。

緊急避難措置の課題

- 令和5年の失踪技能実習生の多くが、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格変更許可を受けている。
⇒ 技能実習を継続するための必要な措置を講じることなく、誤用・濫用的に緊急避難措置を利用されており、安易な申請を防ぐための対策を講じる必要がある。

(参考) ミャンマー人技能実習生の失踪者の状況

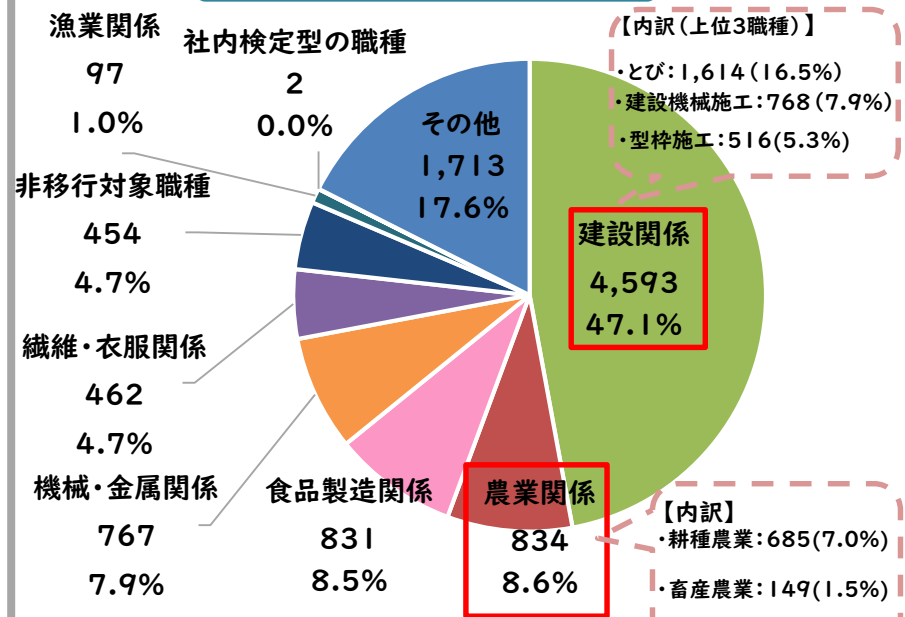
- 令和5年のミャンマー人技能実習生の失踪者数は1,765人であり、令和4年の607人と比較して1,158人増えた。
- 失踪者1,765人のうち、1,739人(約98.5%)が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る「特定活動」の在留資格を得て滞在している。

対応策

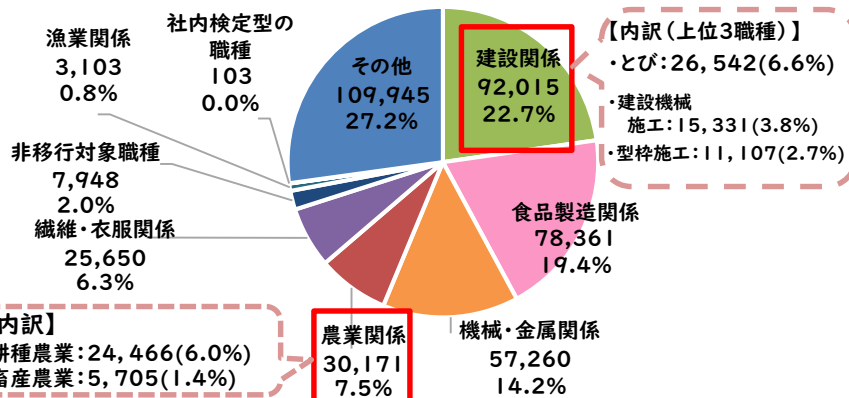
- 技能実習を修了していない技能実習生からの在留資格変更許可申請に対し、次の①、②について、技能実習生本人及び監理団体等に確認を求める。
 - ① 自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となった理由
 - ② 監理団体等による実習先変更に係る必要な措置の実施状況
- 自己の責めに帰すべき事情によって技能実習を途中で終了し、残余の在留期間がある技能実習生に対しては、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格の変更を認めない。

- 令和5年における失踪者について、職種別の在留者数と比較して「建設関係」及び「農業関係」の割合が高い。
- 建設分野を所管する国土交通省及び農業分野を所管する農林水産省においては、独自に失踪防止対策等を実施している。

職種別失踪者数



【参考】令和5年末在留資格「技能実習」に係る在留者数: 404,556人(※)



※当庁HP掲載「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和5年末)から引用

業所管省庁における失踪防止対策

建設関係職種

- 月給制の導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化受入人数枠の設定
- 入管庁との間で失踪技能実習生に係る情報の共有・連携

農業関係職種

- 外国人材を含む働きやすい労働環境整備
- 技能実習事業協議会を通じた現状・課題の共有
- 相談窓口の設置や優良事例の収集・周知

更なる取組

事業協議会などの機会を捉えて、入管庁及び厚生労働省から各業所管省庁に対して提供する情報の拡大を検討

- 失踪技能実習生に係る受入れ機関情報
- 不適正な受入れ機関への処分等に係る情報

○ 令和元年から令和5年までの失踪技能実習生数は、合計40,607人であるところ、令和6年7月22日時点で、約75.4%の所在を把握するに至っている。

令和6年7月22日現在

技能実習実施 困難時届出書 受理年	失踪技能実 習生数 (①)	所在が 判明した者 (②)	所在が判明した者の内訳					把握率 (②／①)	所在が 不明の者 (①－②)
			出国手続	うち、退去強制手 続による出国 (注1)	退去強制手続	在留手続	その他(注2)		
令和5年	9,753	5,486	3,078	1,116	137	2,208	63	56.2%	4,267
令和4年	9,006	5,662	4,528	2,726	104	994	36	62.9%	3,344
令和3年	7,167	6,034	4,465	2,768	120	1,425	24	84.2%	1,133
令和2年	5,885	5,339	4,235	2,059	149	946	9	90.7%	546
令和元年	8,796	8,110	7,000	3,889	155	948	7	92.2%	686
総計	40,607	30,631	23,306	12,558	665	6,521	139	75.4%	9,976

(注1)「退去強制手続による出国」には、出国命令による出国が含まれる。

(注2)「その他」には、難民認定に係る手続や死亡した者等が含まれる。

【参考】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

- 令和5年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、また、在留者数と比較すると、「東京都」及び「大阪府」の割合が高い。

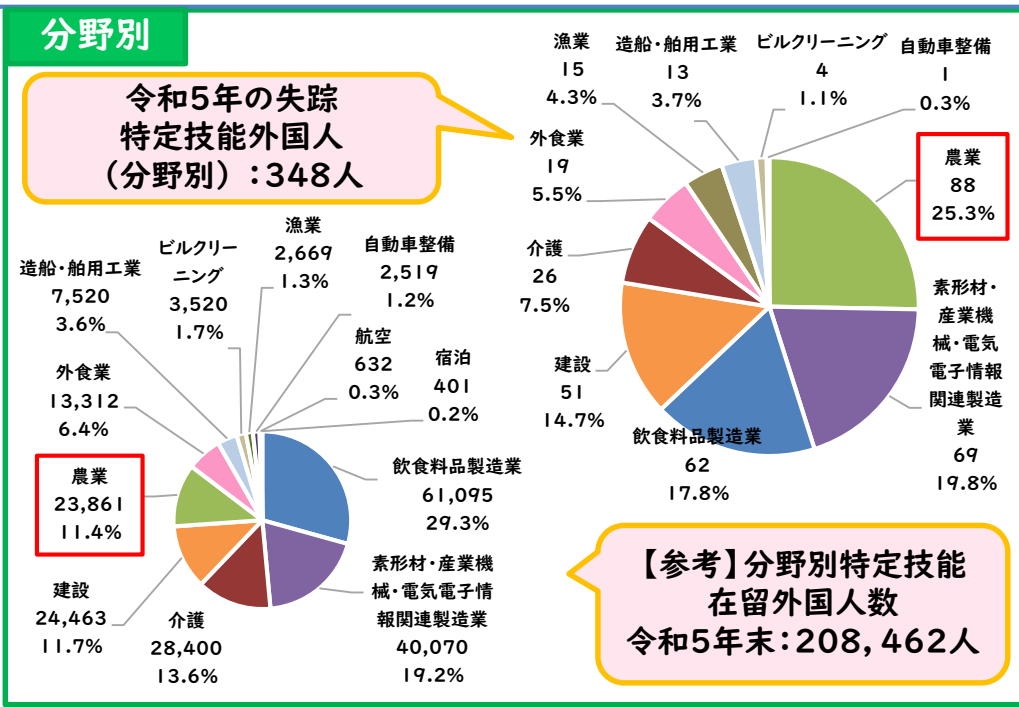
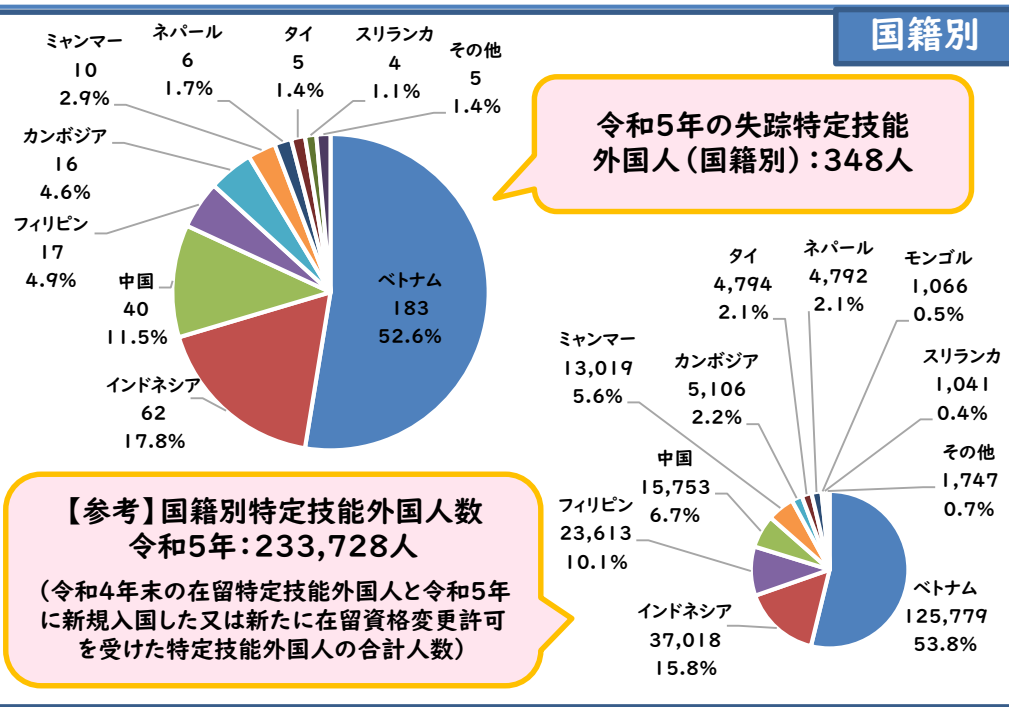
都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		
				①÷②	在留者数・・・②					①÷②	在留者数・・・②	
北	海	道	316	2.2%	14,157	滋	賀	県	124	2.1%	5,882	
青	森	県	89	⑤ 3.0%	2,948	京	都	府	132	2.3%	5,752	
岩	手	県	97	2.8%	3,460	大	阪	府	② 730	② 3.6%	20,555	
宮	城	県	100	1.9%	5,161	兵	庫	県	279	2.1%	13,548	
秋	田	県	37	2.2%	1,699	奈	良	県	63	2.1%	3,063	
山	形	県	65	2.6%	2,540	和	歌	山	県	36	2.0%	1,777
福	島	県	115	2.5%	4,633	鳥	取	県	57	④ 3.2%	1,767	
茨	城	県	394	2.4%	16,659	島	根	県	30	1.4%	2,095	
栃	木	県	158	1.8%	8,587	岡	山	県	187	1.9%	9,641	
群	馬	県	213	2.0%	10,463	広	島	県	397	2.6%	15,040	
埼	玉	県	⑤ 482	2.1%	22,592	山	口	県	142	2.8%	4,997	
千	葉	県	④ 516	2.5%	20,842	徳	島	県	77	2.8%	2,765	
東	京	都	③ 598	① 4.1%	14,725	香	川	県	126	2.2%	5,771	
神	奈	川	県	2.7%	17,100	愛	媛	県	136	2.0%	6,660	
新	潟	県	122	2.4%	5,005	高	知	県	50	2.5%	1,962	
富	山	県	162	2.7%	6,047	福	岡	県	463	3.0%	15,445	
石	川	県	115	2.2%	5,176	佐	賀	県	68	2.1%	3,219	
福	井	県	103	2.2%	4,684	長	崎	県	107	③ 3.3%	3,256	
山	梨	県	68	2.6%	2,651	熊	本	県	221	2.4%	9,064	
長	野	県	130	2.1%	6,163	大	分	県	127	2.7%	4,768	
岐	阜	県	279	1.9%	14,879	宮	崎	県	102	2.4%	4,225	
静	岡	県	311	2.1%	14,653	鹿	児	島	県	168	2.6%	6,400
愛	知	県	① 783	2.1%	37,384	沖	縄	県	78	2.8%	2,811	
三	重	県	145	1.3%	11,007	総	計		9,753	2.4%	403,678	

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 在留者数は、令和5年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

(単位:人) 107

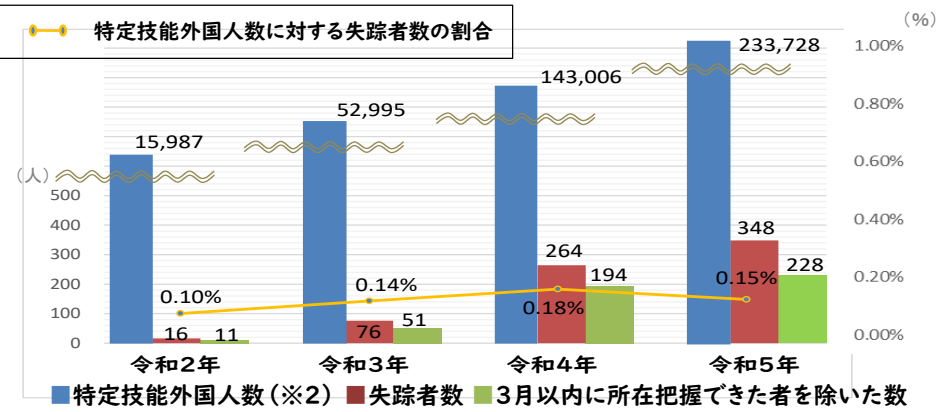
- 令和5年における特定技能外国人に占める失踪者数の割合は0.15%（令和4年に比べ約0.03ポイント減）で、例年と同程度の推移となっている。
- 分野別特定技能在留外国人数と比較して、農業分野の失踪者数の割合が顕著に高くなっている。



特定技能外国人の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		(※1)		(※1)		(※1)		(※1)		(※1)
総計	0	0	16	11	76	51	264 (0.18%)	194	348 (0.15%)	228
ベトナム	0	0	14	11	44	24	141 (0.17%)	105	183 (0.15%)	131
インドネシア	0	0	1	0	8	6	39 (0.22%)	30	62 (0.17%)	30
中国	0	0	0	0	4	4	32 (0.32%)	19	40 (0.25%)	35
フィリピン	0	0	0	0	0	0	4 (0.03%)	1	17 (0.07%)	6
カンボジア	0	0	0	0	11	11	31 (1.09%)	27	16 (0.31%)	13
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	4 (0.06%)	0	10 (0.08%)	2
その他	0	0	1	0	9	6	13 (0.18%)	12	20 (0.15%)	11

(※1 3月以内に所在把握できた者を除いた数)



(※2 前年末の在留特定技能外国人と当年に新規入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた特定技能外国人の合計人数)

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

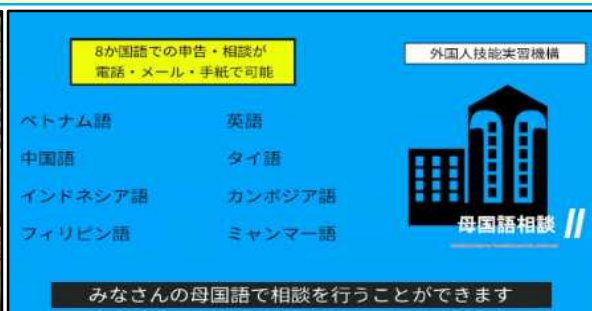
○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
 掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）

もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
- ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
- ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いとは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☒ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☒ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☒ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☒ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話していただきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があります。技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続については、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

令和6年11月1日から

やむを得ない事情がある場合の 転籍の運用を改善しました

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。
監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払
などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいた
します。

運用改善の内容

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄につい
て、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラな
ど）等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



2 手続を明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国
言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実
習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備

→ 「実習先変更希望の申出書」（運用要領参考様式第1-44号）

→ 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（運用要領参考様式第1-45号）

- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真
等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやす
くなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う
- ☐ 技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する
- ☐ 転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

【団体監理型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

4 入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで転籍に関する以下の説明を行ってください。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和6年11月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において教示してください。

- ☐ 「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識
- ☐ 技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法
- ☐ 「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識

在留管理制度上の措置の改善

5 転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留管理制度上の措置を改善しました。

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
- ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与

→ 詳細はこちら（入管庁ウェブサイト）



13. Consultation offered by the Organization for Technical Intern Training [Native Language Consultation]

OTIT offers the following kinds of consultation and support (examples) in your native language so do not hesitate to contact them.

It is toll free. You can call from a pay phone using a 10-yen coin. The coin will be returned when you finish the call.

[Pay phone location search]

East Japan: <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

West Japan: <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

- We provide assistance for technical intern trainees when they need to change their training site due to the management situation at the training site or other unavoidable circumstances.
- Please contact us if you wish to receive assistance such as when a supervising organization refuses to offer accommodation.
- We also accept reports and provide consultations on violations of the Technical Intern Training Act by the supervising organizations or implementing organizations
- In principle, the supervising organizations are liable to pay the technical intern trainees the full amount of travel expenses for their return home after they finish training. If you do not receive payment of the travel expenses to return home or you are requested to pay part of such expenses, please contact OTIT.

[Examples of problems]

- You feel that there is illegal conduct such as that the sending agency, etc. charged you the expenses for the travel to Japan, or forced you to pay guarantee money or conclude a penalty contract without giving you sufficient explanation.
- When training is not completed and you want to continue training but you have to return home.
- You have difficulty securing your housing or daily meals.
- You feel worried or anxious about work or daily life.
- You want advice on religion, meals, customs or ways of thinking.
- You have doubts about working conditions such as wages and overtime work, etc.
- You cannot understand the instructions at the site of the technical intern training, or are experiencing problems due to differences in lifestyles and ways of thinking.
- You feel that there is a violation of the technical practice training law at the training place.
For example,
 - Your passport, residence card or bankbook has been taken away from you
 - Going out is unjustly restricted
 - Unfair restrictions are imposed on the freedom of your private life (possession of a mobile phone is forbidden)
 - The content of the technical intern training is different from what was explained to you
 - You are forced to engage in technical intern training by means of assault, intimidation, etc.
 - You are suffering violation of human rights such as bullying or power harassment.
 - You are being forced to return home against your will
- When it has become impossible to continue with the intern training due to the management situation of the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- When going on to technical intern training (iii), you are hoping to change the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- There is something you do not understand about the technical intern training program
- You do not know who to consult regarding Japanese laws and various systems.



13. 外国人技能実習機構における相談【母国語相談】

機構では、技能実習生の皆さんから、次のような相談（相談例参照）を母国語で受け付けていますので、是非御活用ください。

通話料は無料です。近くの公衆電話から10円玉でかけられます。通話が終わればお金は戻ってきます。

【公衆電話設置場所検索】

東日本 <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

○実習先の経営上の都合等によりやむを得ない事情で実習先の変更が必要などの支援を行っています。

○監理団体が宿舍の提供を拒む場合など支援を受けたい場合も御相談ください。

○監理団体や実習実施者の技能実習法令違反についての申告や相談も受け付けています。

○技能実習終了後の帰国旅費については、原則、監理団体が全額支払う必要があります。もし、帰国旅費を払ってもらえなかったり、その一部負担を求められたりした場合には相談してください。

【相談例】

- 入国前に、送出国等から、十分な説明がないまま来日費用を徴収されたり、保証金を徴収されたり、違約金契約を結ばされたりするなど、不適切な行為があったと感じたとき
- 実習が修了してなくて、実習を続けたいのに帰国させられそうになったとき
- 住む場所や毎日の食事に困っているとき
- 仕事上や日常生活で悩みや不安を感じたとき
- 宗教、食事、習慣、考え方に関するアドバイスがほしいとき
- 賃金や時間外労働等の労働条件等で疑問をもったとき
- 技能実習の現場で指示が理解できなかったり、生活習慣や考え方の違いからトラブルになったりしたとき
- 実習先で技能実習法令に違反があると感じたとき
例えば、
 - 旅券や在留カード、通帳を取り上げられているとき
 - 外出を不当に制限されているとき
 - 私生活の自由を不当に制限されているとき（携帯電話の所持が禁止されているなど）
 - 技能実習の内容が説明を受けていたものと違うとき
 - 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されているとき
 - いじめやパワハラなど、人権侵害行為を受けているとき
 - 意に反して帰国させられそうなどとき
- 実習先の経営上の都合などで実習を続けられなくなったが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
- 技能実習3号に移行する際に、実習先の変更を希望しているが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
- 技能実習制度に関して分からないことがあるとき
- 日本の法律、各種制度に関して相談先が分からないとき



Name of the office (method)	Contact point and supported languages	Open hours (Every week)		Details
Native Language Consultation Hotline (telephone)	Tel: 0120-250-168 Supported languages: Vietnamese	Monday to Friday	11:00 am - 7:00 pm	The answering machine will pick up your call outside open hours. Please leave a message and your contact information.
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-169 Supported languages: Chinese	Monday / Wednesday / Friday	11:00 am - 7:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-197 Supported languages: Filipino	Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-147 Supported languages: English	Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-192 Supported languages: Indonesian	Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
		Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
Consultation in your native language (email)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Anytime		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
		Anytime		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
Consultation in your native language (Zoom)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Date of consultation to be adjusted by email (Any of the dates on which Native Language Consultation Hotline (telephone) is available)		- Consultation is held only by voice communication, with the web camera off.
Consultation in your native language (letter)	Support Division Guidance and Support Department Organization for Technical Intern Training 3F LOOP-X Bldg., 3-9-15 Kaigan, Minato-ku, Tokyo108-0022	Anytime (Application to be accepted only by mail)		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
OTTT consultation office (in person, telephone)	Support Division or Guidance Division (in charge of support) of the Regional Office / Branch Office (see page 108) Supported languages: Japanese (interpreter of the native language if necessary)	Every week Monday to Friday 9:00 am - 5:00 pm		You can also ask for an interpreter. (It may take time to make the arrangements.) If you contact us beforehand, we will be able to smoothly make arrangements before your visit).

窓口名 (方法)	連絡先・対応言語	受付時間 (毎週)		備考
母国語相談 ホットライン (電話)	電話:0120-250-168 対応言語: ベトナム語	月曜日～金曜日	午前11:00～午後7:00	受付時間外は留守番電話につながりますので用件と連絡先を残して下さい。
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-169 対応言語: 中国語	月曜日・水曜日・金曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話:0120-250-197 対応言語: フィリピン語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-147 対応言語: 英語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-192 対応言語: インドネシア語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-198 対応言語: タイ語	木曜日	午前11:00～午後7:00	
	日曜日	午前 9:00～午後5:00		
	電話: 0120-250-366 対応言語: カンボジア語	毎週木曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話: 0120-250-302 対応言語: ミャンマー語	毎週火曜日	午前11:00～午後7:00	
母国語相談 (メール)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	いつでも		・回答は翌日以降 ・内容により時間をいただく場合があります。
母国語相談 (Zoom)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	メールで相談日時を調整 (母国語相談 (電話) の対応日のいずれか)		・ウェブカメラをオフにした状態で音声通話のみで実施します。
母国語相談 (手紙)	〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 外国人技能実習機構 指導援助部 援助課	いつでも (郵送受付のみ)		・回答は翌日以降 ・内容により時間をいただく場合があります。
機構窓口 (面談・電話)	地方事務所・支所の援助課又は指導課(援助担当) (109ページ参照) 対応言語: 日本語 (必要に応じて母国語の通訳人)	毎週 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00		通訳人の手配を希望することもできます (手配にはお時間をいただきます。可能であれば、来所前に御連絡いただけるとスムーズです。)

- *1. If the above day is a public holiday or a New Year's holiday (December 29 - January 3), consultation in native languages is unavailable.
2. For the latest supported languages and open days of the week, please check with the following OTIT website.

[OTIT website: native language consultation page]
<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en>

3. Emergency Consultation Desk for Technical Intern Trainees

Do you have worries or troubles, such as that your employer beats you, tries to force you to return home, or sexually harasses you? OTIT provides you with support in your native language and will help you to solve your problems as quickly as possible. When in such a situation, please do not hesitate to consult with us.

It is toll free.

Call the applicable telephone number above, and push "1" following the automated announcement, then you can speak to the dedicated operator.

4. You may be introduced to the office of a related organization depending on the content of your problem.

14. "Reports" you can submit

If a technical intern trainee encounters conduct which is in violation of the Technical Intern Training Act, he or she may report the illegal conduct to the related organization by either of the following methods: (1) report pursuant to the Technical Intern Training Act; or (2) report pursuant to the Labor Standards Act, etc.

(1) Report Pursuant to the Technical Intern Training Act

- (1) In cases where the implementing organization, supervising organization, or officers or employees thereof (referred to in the following paragraph as "implementing organization, etc.") is in violation of the provisions of this Act or an order based thereon, the technical intern trainee may report such fact to the competent ministers.
- (2) The implementing organization, etc., shall not suspend the technical intern trainee or discriminate against the technical intern trainee by reason of the technical intern trainee having given the report provided for in the preceding paragraph.

(Article 49 of the Technical Intern Training Act)

Pursuant to the Technical Intern Training Act, the technical intern trainee may personally report the illegal conduct of the implementing organization, the supervising organization, etc. to the Commissioner of the Immigration Services Agency and the Minister of Health, Labour and Welfare. The report may also be made through an agent who submits a power of attorney.

The following are examples of violations of the Technical Intern Training Act

Examples of violations

- Technical intern training is forced by means of assault, intimidation, etc.
- The content of the technical intern training differs from that given in the employment contract.
- Passports or residence cards have been taken away for safe keeping.
- Going outside is unjustly restricted.
- Unfair restrictions on freedom in daily life.



- ※1 上記曜日が、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)である場合、母国語相談はお休みです。
- 2 最新の対応言語と曜日については、下記の機構ホームページで確認をしてください。

【機構ホームページ 母国語相談サイト】

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

- 3 技能実習SOS・緊急相談専用窓口

「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。悩みや困りごとを迅速に解決するために、ためらわずに相談してください。

通話料は無料です。

上記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュしてください。専用の窓口に繋がります。

- 4 相談の内容に応じて、関係機関の窓口を御案内することがあります。

14. あなたがすることができる「申告」について

技能実習生は、技能実習法等に違反する行為に遭遇した際に、(1)技能実習法に基づく申告、(2)労働基準法等に基づく申告の2種類の方法により、関係機関に対して申告することができます。

(1) 技能実習法に基づく申告

- 1 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員（次項において「実習実施者等」という。）がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができます。
- 2 実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(技能実習法第49条)

技能実習生は、技能実習法に基づき、自ら実習実施者、監理団体等の不法行為を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対して申告することができます。また、申告は委任状を提出した代理人を通じて行うこともできます。

技能実習法令に違反する行為の例としては次のようなものがあります。

違反例

- ・ 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されている
- ・ 技能実習の内容が労働契約と相違している
- ・ 旅券や在留カードを保管するといった取り上げられている
- ・ 外出を不当に制限されている
- ・ 私生活の自由を不当に制限されている



16. Social insurance

Social insurance is a system to guarantee the medical expenses required for illnesses and injuries, and to guarantee the lives of the subscriber and surviving family through the payment of pensions, etc., in cases of death due to illness or injury or in the event of a certain disability.

(1) Types and benefits of social insurance

	Types	Benefits
Medical insurance	Health insurance National health insurance	- Part of the medical expenses arising from illness or injury (70% up to the age of 70) will be covered by insurance (payment by the individual will be 30% of the medical expenses). - However, for illness or injury due to work or commuting, benefits will be paid from the workers' accident compensation insurance. In this case, the workers' accident compensation insurance will bear the full amount of medical expenses.
Pension	Welfare pension National pension	Necessary benefits (pension) will be paid for old age, disabilities and death.

(2) Employees eligible for social insurance

	Employees eligible for social insurance
Health insurance Employees' pension	- Employees of the following business establishments - Corporate offices - Privately businesses that employ five or more full-time workers (excluding agriculture, forestry and fisheries, inns, cleaning establishments, etc.).
National health insurance National pension	Employees of business establishments other than the above (*) For the national pension, only employees aged 20 years and over are eligible.

- You (the technical intern trainee) must join either the "Health Insurance and Employees' Pension," or "National Health Insurance and National Pension."
- In addition, the technical intern trainee "during the period of the lectures" will join the "National Health Insurance and National Pension."



16. 社会保険

社会保険とは、病気やケガの療養費、また、病気やケガが原因で死亡した場合や一定の障害状態になった場合の年金の支払等を通じて加入者や遺族の生活を保障する国の制度です。

(1) 社会保険の種類と給付

	種 類	給 付
医療保険	健康保険 国民健康保険	○病気やケガにより生じる医療費の一部 (70歳までは70%) を保険で負担します (自己負担は医療費の30%となります)。 ただし、仕事上や通勤による病気やケガについては、労働者災害補償保険 (労災保険) から給付が行われます。この場合、医療費の全額を労災保険で負担します。
年 金	厚生年金 国民年金	○老齢・障害・死亡に関して必要な給付 (年金の支給) を行います。

(2) 社会保険の対象となる従業員

	対象となる従業員
健康保険 厚生年金	○以下の事業所の従業員 ・法人事業所 ・常時5人以上の労働者を雇用する個人経営の事業所 (農林水産業、旅館、クリーニング等の事業所は除きます)。
国民健康保険 国民年金	○上記以外の事業所の従業員 (※) 国民年金については、20歳以上の従業員のみが対象となります。

- あなた (技能実習生) は、「健康保険と厚生年金の両方」または「国民健康保険と国民年金の両方」のいずれかに加入しなければなりません。
- なお、「講習期間中」の技能実習生は、「国民健康保険と国民年金」に加入することになります。



(3) 社会保険料の額

Type	Explanation	Insurance rate	Amount of insurance premiums (monthly) Your contribution amount
Health insurance	The insurance fee shall be the amount of the standard monthly remuneration (see note 1) multiplied by the insurance premium rate.	Kyokai Kenpo insurance premium rates are stipulated for each prefecture (note 2)	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
Welfare pension	The monthly insurance fee will be borne equally by the implementing organization and you (the technical intern trainee)	18.3%	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
National health insurance	Calculated using the method prescribed for each municipality.		Amount calculated by the method of each municipality (Note 3)
National pension	Decided uniformly throughout the country		16,980 yen (Note 3)

(Note 1) The “standard monthly remuneration amount” is determined based on the total monthly wage received by you (the technical intern trainee).

(Note 2) The insurance premium rates of Kyokai Kenpo Insurance, which range from 10.42% (Saga Prefecture) to 9.35% (Niigata Prefecture), can be checked at the following website (March 2024).

[Japan Health Insurance Association (Kyokai Kenpo) website]
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

(Note 3) All of the insurance premiums must be paid by you (the technical intern trainee). None will be borne by the employer (implementing organization). You have the obligation to pay the insurance premiums, but if it is difficult for you to pay, you may seek exemption or postponement of payment by following the prescribed procedure. You can carry out the procedure through electronic filing via the MynaPortal. For more information, please call Nenkin Kanyusha Dial at 0570-003-004 (if your phone number starts with 050, please call 03-6630-2525). Consultation services are also available in languages other than Japanese.

[Japan Pension Service Website: International]
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(4) Procedure for claiming a lump sum withdrawal payment for the employees' pension and national pension

- If a person has paid into the Employees' Pension or the National Pension for at least six months and has returned to their home country without fulfilling the qualification period to receive a pension (10 years), such person will be able to receive a lump sum withdrawal payment from the Japan Pension Service. The amount of the lump sum payment will be calculated with an upper limit of 60 months (5 years) depending on the period of participation in the Japanese pension system.

[Explanation] To those who have a pension period in a country that has a social security agreement with Japan

If you have a pension subscription period for a country that has a social security agreement that allows the pension subscription period in Japan and the pension subscription period in your country to be added together, you may be able to receive a Japanese pension through adding together the pension subscription period of both countries.

If the total pension subscription period in the two countries is less than the period required for the eligibility to receive pension in Japan (ten years), you may claim a lump sum withdrawal payment. However, if you receive a lump sum withdrawal payment, you will not be able to add the pension subscription period in Japan before you claimed the withdrawal lump sum because this period is deemed not to have existed. For this reason, please carefully read the warning notice about the lump sum withdrawal payment claim before requesting the lump sum withdrawal payment.

種類	説明	保険料率	保険料の額(月額) あなたの負担額
健康保険	○標準報酬月額(注1)に保険料率をかけた額が月額の保険料となります。 ○月額の保険料を事業主(実習実施者)とあなた(技能実習生)が折半して負担します。	協会けんぽの場合は、都道府県ごとに保険料率が定められています。(注2)	標準報酬月額× 保険料率×1/2
厚生年金		18.3%	標準報酬月額× 保険料率×1/2
国民健康保険	○市区町村ごとに定められた方法で算定します。		市区町村ごとの方法で算定した額(注3)
国民年金	○全国一律で決まっています。		16,980円(注3)

(注1)「標準報酬月額」は、あなた(技能実習生)の受け取る1か月の総支給額に基づき決定されます。

(注2) 協会けんぽにおける、都道府県ごとの保険料率は10.42% (佐賀県)～9.35% (新潟県) となっており、下記のホームページで確認できます(令和6年(2024年) 3月)。

【全国健康保険協会（協会けんぽ）ホームページ】
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

(注3) 保険料は全てあなた（技能実習生）の負担となります。事業主（実習実施者）の負担はありません。なお、保険料の納付は義務ですが、支払うのが経済的に困難な場合は、保険料が免除又は猶予される制度があります。免除又は猶予を受けるには手続が必要です。手続きはマイナンバーを利用した電子申請も可能です。手続などの御相談は、「ねんきん加入者ダイヤル：0570-003-004（050で始まる番号から電話する場合は03-6630-2525）」にお問い合わせください。日本語以外の言語でも相談できます。

【日本年金機構ホームページ 外国人のみなさま／International】
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(4) 厚生年金、国民年金の脱退一時金の請求手続

○厚生年金又は国民年金に6か月以上加入していた方が、年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさずに帰国する場合には、日本年金機構に対して、脱退一時金を請求することができます。

脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた期間に応じて、60か月（5年）を上限として計算されます。

【解説】日本と社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方々へ

日本と年金加入期間を通算する社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方については、両国の年金加入期間を通算して日本の年金を受け取ることができる場合があります。

両国の加入期間を通算しても日本の年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさない場合、脱退一時金を請求することができますが、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の日本の年金加入期間がなかったものとみなされるため、この期間を通算することができなくなります。このため、脱退一時金を請求する際には脱退一時金請求書の注意書きをよく読んで慎重に検討してください。

- * Entering into a social security agreement (Japan Pension Service website)
<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>
- For details on the lump sum withdrawal payment, please check the website of the Japan Pension Service given below. You can also print out the "Lump Sum Withdrawal Payment Claim" (National Pension / Employee Pension Insurance) from this website. Please ask the person(s) in charge at the implementing organization or supervising organization, and follow the procedure.
 Also, as a requirement for receiving lump sum withdrawals, you cannot have a Japanese address on the day that the Japan Pension Service receives your claim. Please submit a transfer notice to your city of residence before returning to your country.
 (Note) Please note that you will not fulfill the requirements for receiving the lump sum withdrawal if you re-enter Japan and hold a Japanese residential address before the Japan Pension Service receives the claim.

[Japan Pension Service website]
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL

Japan Pension Service
 3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku
 Tokyo 168-8505 JAPAN
 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
 日本年金機構(外国業務グループ)

17. Labor insurance

Labor insurance is a national system that provides benefits (workers' accident compensation insurance) for injuries and illnesses during work or commuting, and benefits (employment insurance) in the case of unemployment.

This is obligatory for workplaces that employ even only one worker.

[Explanation] About part of the agriculture, forestry and fisheries industry

For part of the agriculture, forestry and fisheries industry, workers' accident compensation insurance is voluntarily applied, but in this case, you must subscribe to private voluntary insurance as an alternative measure to workers' accident compensation insurance.

(1) Workers' accident compensation insurance

- In the event that workers suffer injuries, fall ill, become disabled or die due to their work or commuting, necessary benefits will be granted to protect the workers themselves and their surviving families.
- Benefits granted under the workers' accident compensation insurance include the following.
 - Medical treatment (compensation), etc. benefits: Benefits for necessary medical treatment are granted (see page 134).
 - Temporary absence from work (compensation), etc. benefits: 60% of the basic daily benefit amount is paid per day of absence from the fourth day of absence (see page 136).
 - Injury and disease (compensation), etc. pension: Pension is paid according to the grade of injury and disease if the worker's injury or disease is not cured after one year and six months from the day of the commencement of medical treatment.
 - Disability (compensation), etc. benefits: Pension or a lump-sum is paid according to the grade of disability if the worker becomes disabled.
 - Nursing care (compensation), etc. benefits: An amount of expenses incurred for nursing care is paid in cash if the worker needs nursing care due to severe aftereffects.
 - Surviving family (compensation), etc. benefits and funeral expenses: Pension or a lump-sum and funeral expenses are paid to the worker's surviving family.
- The employer (implementing organization) is responsible for making the subscription arrangements. Since the

※社会保障協定の締結状況(日本年金機構ホームページ)
<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>

○脱退一時金についての詳細は、以下の日本年金機構のホームページを御覧ください。また、このホームページから「脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)」入手できます。実習実施者又は監理団体の担当者に依頼して、請求の進めてください。
 なお、脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に日本に住所を有していないことが必要です。帰国する前に、お住まいの市区町村に転出届を提出してください。
 (注意) 日本年金機構が請求書を受理する前に再入国し、住所を有するに至った場合には、受給要件を満たさなくなるので御注意ください。

【日本年金機構ホームページ】
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL

Japan Pension Service
 3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku
 Tokyo 168-8505 JAPAN
 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
 日本年金機構(外国業務グループ)

17. 労働保険

労働保険とは、仕事や通勤中のケガや病気に対する給付(労災保険)と失業した場合の給付(雇用保険)を行う国の制度です。

労働者を一人でも雇用している事業場に対して強制的に適用されます。

【解説】農林水産業の一部について

農林水産業の一部については、労災保険が任意適用とされていますが、この場合、労災保険の代替措置として民間の任意保険に加入しなければなりません。

(1) 労災保険

- 労働者の方々が、仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、障害が残った場合、お亡くなりになった場合に、労働者本人やその遺族を保護するために必要な給付が行われます。
- 労災保険で受けられる保険給付は次のものがあります。
 - ①療養(補償)等給付: 必要な療養を給付 (135ページ参照)
 - ②休業(補償)等給付: 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%を支給 (137ページ参照)
 - ③傷病(補償)等年金: 療養開始から1年6か月経過後、傷病が治癒していない場合に、傷病等級に応じ、年金を支給
 - ④障害(補償)等給付: 障害が残った場合に、障害等級に応じ、年金または一時金を支給
 - ⑤介護(補償)等給付: 重い後遺症が残り介護が必要となった方に対し、介護費用としてかかった実費を現金支給
 - ⑥遺族(補償)等給付及び葬祭料(葬祭給付): 遺族に対し年金または一時金及び葬祭料を支給
- 加入手続は使用者(実習実施者)が行います。保険料は使用者が全額負担することとなりますので、あなた(技能実習生)の負担はありません。

**「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！**

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■ **日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！**

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■ **9か国語対応**

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・ **プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ**
 - ・ **母国語相談窓口：**
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
 - ・ **災害情報：**地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
 - ・ **事務所検索（大使館）：**あなたの国の大使館情報
 - ・ **アプリ共有：**
Facebook、X（旧Twitter）、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア
- ※ **アプリの利用により個人の情報などは収集されません。**



■ お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

～外国人を雇用する 事業者の方へ～



住民税の特別徴収にご協力ください！

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者^(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ 特別徴収になると

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

■ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

■ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。
事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

外国人の方へ 住民税のお知らせ

住民税の支払いをお忘れなく！



- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

Don't forget to pay resident tax!

- The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.
- If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
- If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
- A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.

【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

请勿忘缴纳住民税！

- 住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后，未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除，并代向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金的纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】 若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

Đừng quên nộp thuế cư trú !

- Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định. Trường hợp rời khỏi Nhật bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
- Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
- Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
- Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

在留カード等の確認時にはアプリが有効です！

- 近年、券面の偽造技術の精巧化に対応するため、入管庁では「在留カード等読取アプリケーション」や「在留カード等番号失効情報照会」を無料公開しています。
- 外国人を雇用する際にこれらを併せて利用することで、提示された在留カードの偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認することが可能であり、**不法就労防止対策として効果的**です。

在留カード等読取アプリケーション

ICチップ内の情報をアプリ上に表示し、提示された在留カードの記載内容と見比べることで、偽変造されたものかどうかを確認することができます。

STEP 1

在留カード等の名義人本人の同意を得る

STEP 2

在留カード等番号を入力又はカメラで読み込む

STEP 3

在留カード等を読み取る

STEP 4

読み取った画像とカード券面の記載内容を見比べて、相違ないか確認

併用が効果的

在留カード等番号失効情報照会

在留カード番号等をインターネット上の照会ページに入力することで、在留カードの有効性を確認することができます。

STEP 1

在留カード等の番号と有効期限等を入力

(1) 在留カード等番号 AB12345678CD
(2) 在留カード等有効期間 2024 年 12 月 31 日

・画像に表示されている文字を入力してください。



STEP 2

結果を確認し、在留カード等が失効していないことを確認

問合せ日時	2024/10/16 20:12:23
在留カード等番号	AB12345678CD
在留カード等有効期間	2024年12月31日
問合せ結果	失効していません。

OK!!

注：ICチップが読み取れない場合は、画像確認はできません。

Windows/Mac版



iPhone版



Android版



ご利用の際には、名義人本人の同意を得た上で在留カード等の提示を受ける必要があります。

ウェブサイトURL
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



技能実習制度における建設分野の取組

令和7年5月28日

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

建設分野独自の仕組み(概要)

○建設分野の外国人材の受入れにあたっては、業種横断の基準に加え、**建設産業の特性等を踏まえ、建設分野特有の基準を設定**

課題 1 : 建設業は、季節による**受注量の変動**が激しい業種。**日給制**で仕事がないと手取り賃金が下がる



月給制を義務化

課題 2 : 建設業は、受注した工事ごとに**就労する現場が変わるため**、雇用主による**労務管理、就労管理が難しい**



**建設キャリアアップ
システムの登録義務化**

課題 3 : **現場管理は元請、労働者を雇用する**のは下請の**専門工事業**者で、中小零細業者が大半



**建設業許可を要件化
受入人数枠の設定**

技能実習制度の見直しについて

令和7年5月28日（水） 第5回建設分野技能実習に関する事業協議会

厚生労働省人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○**技能実習制度**（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則第2条）

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※ 平成29年11月1日施行 ⇒ 見直し時期：令和4年11月1日目途

○**特定技能制度**（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則第18条第2項）

政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 ※ 平成31年4月1日施行 ⇒ 見直し時期：令和3年4月1日目途

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

・ R4.11.22 有識者会議の設置

※ 座長：田中明彦 独立行政法人国際協力機構理事長

※ 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（共同議長：法務大臣・官房長官）の下に設置

・ R5.11.30 計16回の議論・28回のヒアリングを経て、**最終報告書を法務大臣へ提出**

R6.2.9 **最終報告書を踏まえた政府方針を決定**

※ 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」
（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

第213回通常国会において**入管法及び技能実習法の一部改正法が成立** **公布後3年以内に施行予定**

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①**やむを得ない事情がある場合**や、②**同一業務区分内であること**、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（**本人意向の転籍**）に行う。

3. 関係機関の在り方

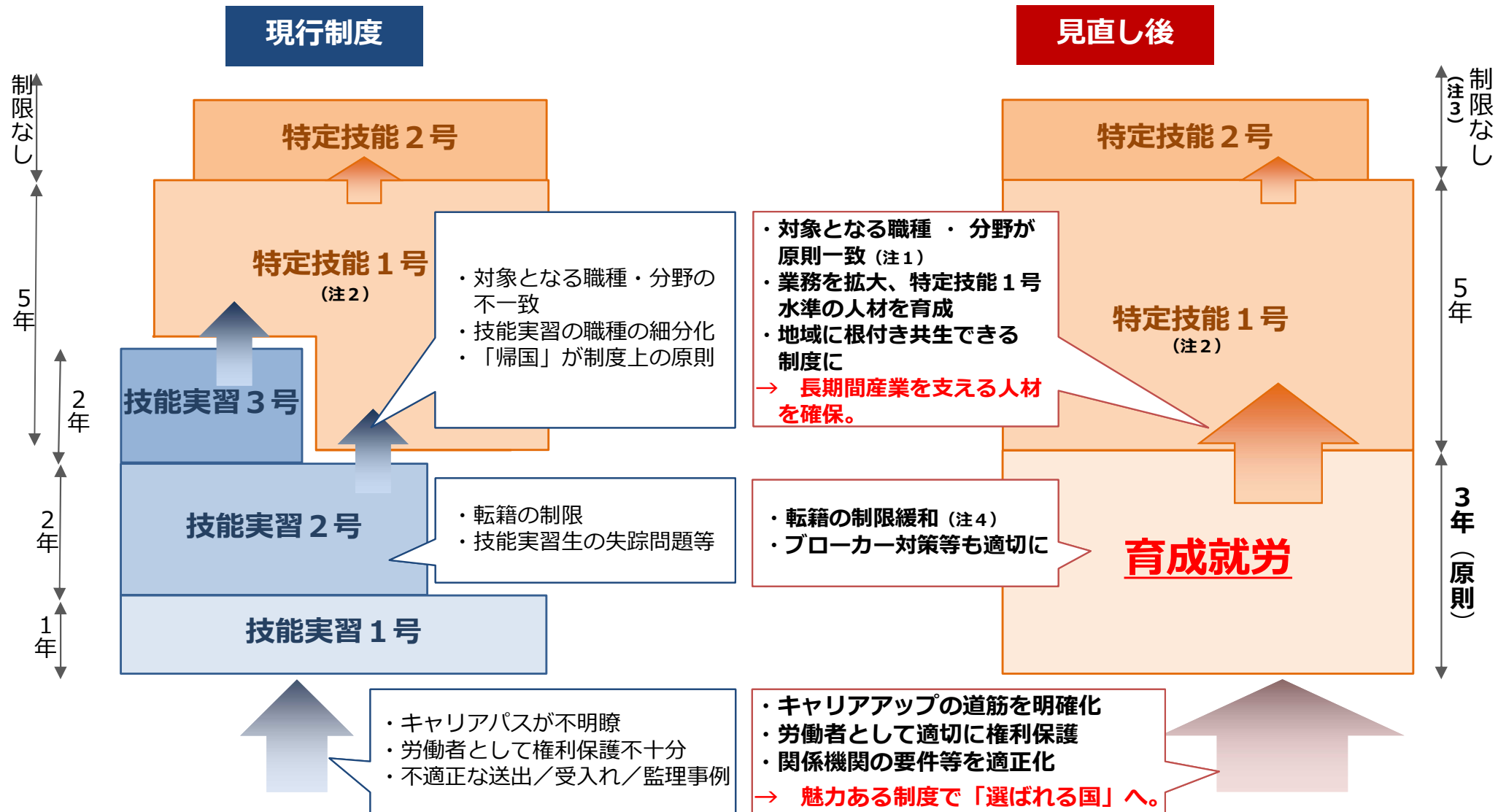
- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

分野別協議会について

政府方針

5 関係機関の在り方

(2) 受入れ機関

- 育成就労制度における受入れ機関については、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制等の要件を適正化して設定するとともに、**分野別協議会への加入等の要件を設け**、前職要件等の現行の技能実習制度の国際貢献目的に由来する要件については撤廃する。（以下略）

条文

第54条 分野所管行政機関の長は、当該分野所管行政機関の長及びその所管する個別育成就労産業分野に係る育成就労実施者又は監理支援機関を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会（以下この条において「分野別協議会」という。）を組織することができる。

- 2 分野別協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の分野別協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。
- 3 分野別協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、個別育成就労産業分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行うものとする。
- 4 分野別協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、分野別協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、分野別協議会が定める。

「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」について

設置目的

特定技能制度及び育成就労制度の
基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

改正入管法及び育成就労法に基づき、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針の作成に当たって有識者から意見を聴取することを目的とする会議。

特定技能制度及び育成就労制度の
技能評価に関する専門家会議

「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の下、特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針を定めるに当たって、両制度の技能評価に関する方針や試験等の適正性等を検討し、有識者会議に検討結果を報告することを目的とする会議。

構成

有識者会議

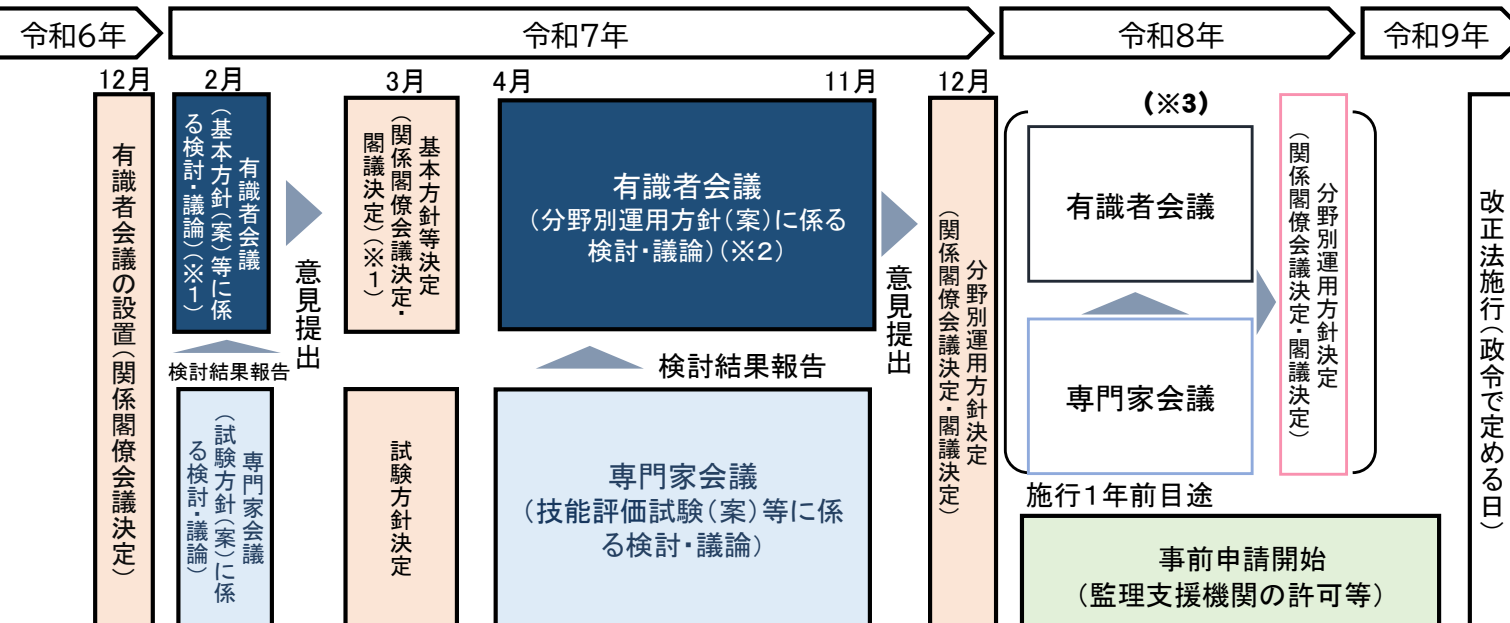
- 構成員** 座長1名、委員13名(計14名)
学者(経済学、労働法・労働政策、職業能力開発関係、社会人口学)、
労使団体、弁護士、その他関係者(支援関係、地方公共団体、実務家)
- 役 割**
- ・基本方針(案)、分野別運用方針(案)に係る検討・議論
 - ・各分野所管省庁等へのヒアリング
 - ・関係閣僚会議への意見提出等

検討結果報告

専門家会議

- 構成員** 座長1名、委員7名(計8名)
学者(職業能力開発関係)、実務家(職業能力開発関係)、労使団体
- 役 割**
- ・技能評価に関する方針(案)や試験(案)等に係る検討・議論
 - ・各分野所管省庁等へのヒアリング
 - ・有識者会議への検討結果報告

スケジュール



<関係省令の策定について>

改正入管法及び育成就労法に基づき定める関係省令(注)については、関係者から意見を聴取することを目的とする会議を別途開催し、その意見を踏まえて令和7年夏頃に公布する予定。

(注) 関係省令で定める主な事項

- ・ 育成就労計画の認定基準について
- ・ 転籍について
- ・ 監理支援機関の許可基準について
- ・ 送出しについて
- ・ 特定技能制度の適正化 等

※1 現行特定技能制度下における既存3分野(介護・工業製品製造業・外食業)の分野別運用方針についても改正予定。

※2 新たな受入れ対象分野の追加についても検討予定。

※3 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する(令和9年度以降も同様に運用予定)。

特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要資料5

1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定)	熟練した技能(特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定)
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当(相当講習でも可) 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合、最長1年延長)	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

育成就労制度における建設分野の対応

令和7年5月28日

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

基本方針、分野別運用方針及び関係省令について

基本方針、分野別運用方針及び関係省令

1 基本方針

入管法及び育成就労法に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の運用の基本的事項について定めるもの

2 分野別運用方針

入管法及び育成就労法に基づき、かつ、基本方針にのっとり、各分野ごとに特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する事項について定めるもの

3 関係法令

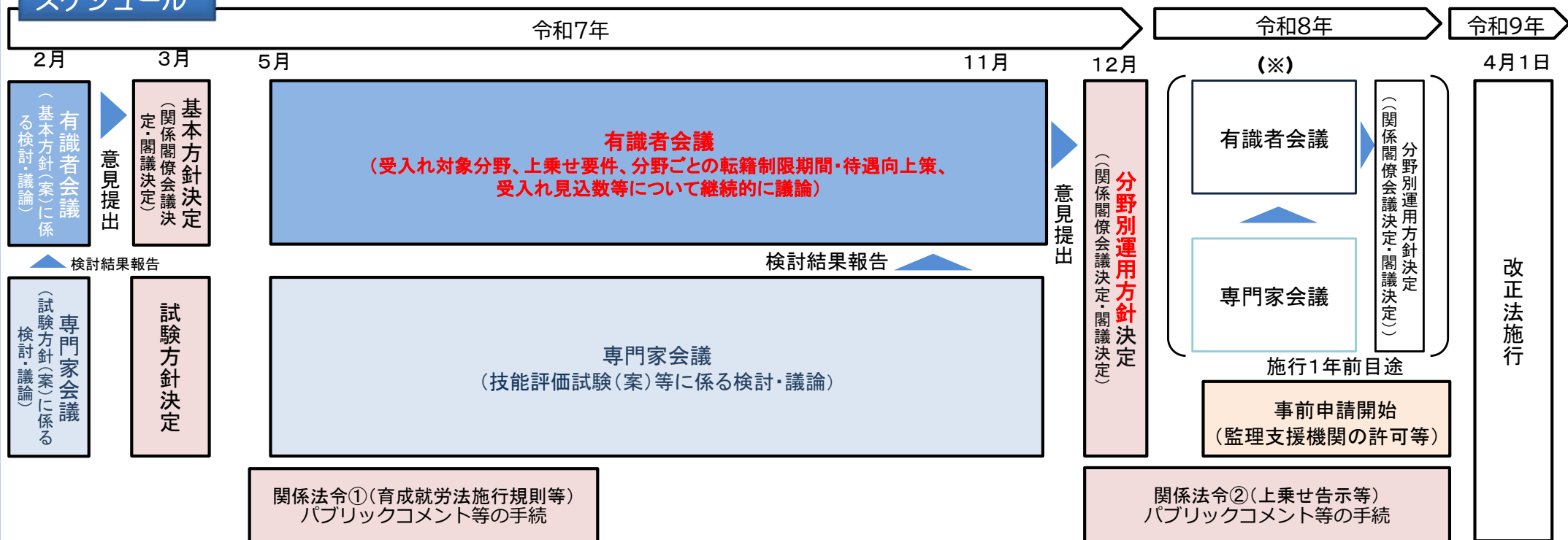
① 育成就労法施行規則等

入管法及び育成就労法からの委任により同法の詳細な内容（育成就労計画の認定基準、監理支援機関の許可基準等）について定めるもの

② 上乗せ告示等

分野の特性に応じて上乗せ要件等を定めようとする特定の分野及び当該上乗せ要件等を定めるもの（分野別運用方針を踏まえて令和7年12月頃から必要な告示等を整備していく予定）

スケジュール



※ 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する（令和9年度以降も同様に運用予定）。

分野別運用方針（案）の記載事項について（概要）

特定技能制度の分野別運用方針と育成就労制度の分野別運用方針について、分野ごとに、新たに一体的に作成

第1 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

1 特定産業分野及び育成就労産業分野

2 人材の不足の状況

- (1) 外国人受入れの趣旨・目的
- (2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等
- (3) 受入れの必要性
- (4) 受入れ見込数**

3 在留資格認定証明書交付停止措置等

4 その他重要事項

- (1) キャリア形成に関する事項
- (2) 治安への影響を踏まえて講じる措置
- (3) 大都市圏に過度に集中しないための措置

第2 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

- (1) 1号特定技能外国人
 - ア 技能水準（試験区分）
 - イ 日本語能力水準
- (2) 2号特定技能外国人
 - ア 技能水準（試験区分及び実務経験）
 - イ 日本語能力水準

2 その他重要事項

- (1) 特定技能外国人が従事する業務
- (2) 特定技能外国人の雇用形態
- (3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等**

第3 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

- (1) 就労を開始するまでに求められる日本語能力水準
- (2) 育成就労開始後1年経過時までに求められる水準
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準
- (3) 育成就労を終了するまでに求められる水準
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準

2 育成に関する事項

- (1) 技能の育成
- (2) 日本語能力の育成

3 本人意向転籍に関する事項

- (1) 本人意向転籍において求められる水準
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準

(2) 転籍制限期間及びその理由

(3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

4 その他重要事項

- (1) 育成就労外国人が従事する業務
- (2) 育成就労外国人の雇用形態
- (3) 育成就労産業分野の特有の事情に鑑みて講じる措置等**

分野別運用方針の記載事項について

受入れ見込数

特定技能・育成就労基本方針（抜粋）

特定産業分野及び育成就労産業分野における5年ごとの受入れ見込数について示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならないものとし、それぞれの受入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する外国人及び育成就労外国人の受入れの上限として運用するものとする。

特定産業分野及び育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能・育成就労基本方針（抜粋）

特定産業分野又は育成就労産業分野を所管する**行政機関の長**は、特定技能分野別運用方針又は育成就労分野別運用方針に基づき、特定技能所属機関又は育成就労実施者等に対して**特に課す要件**を設定

転籍制限期間及びその理由

育成就労法（抜粋）

（新たな育成就労計画の認定）

第8条の5 第8条の2第1項の規定による申出をした育成就労外国人を対象として**新たに育成就労を行わせようとする本邦の個人又は法人**は、…**新たに**当該育成就労外国人を育成就労の対象とする**育成就労計画を作成**し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その育成就労計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（第8条の5第1項の認定の基準）

第9条の2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第8条の5第1項の認定の申請があった場合において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 次のイからハまでのいずれにも適合すること。

イ 第8条の5第2項第4号の期間が、**1年以上2年以下の範囲内**で育成就労外国人に従事させる業務の内容等を勘案して**主務省令で定める期間**を超えていること。

ロ 育成就労外国人が修得した技能、育成就労外国人の日本語の能力その他育成就労外国人の育成の程度に関し主務省令で定める基準に適合していること。

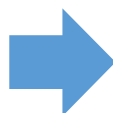
ハ 育成就労を行わせようとする者が育成就労の実施に関する実績、育成就労外国人の育成に係る費用の負担能力その他の育成就労を適正に実施するために必要な事項に関して主務省令で定める基準に適合していること。

1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

特定技能・育成就労基本方針（抜粋）

転籍制限期間については、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で育成就労分野別運用方針において設定するものとする。

1年を超える転籍制限期間を定めた育成就労産業分野において、当該期間を選択した育成就労実施者においては、就労開始から1年を経過した後は**転籍の制限を理由とした昇給その他育成就労産業分野ごとに定める基準を満たす待遇の向上等を図らなければならない**。



分野別運用方針の策定にあたって、今後、建設業界の声や外国人材の受入れ等に知見のある外部有識者のご意見を踏まえ、検討を進めていく

(参考)キャリア形成に関する事項及び育成に関する事項

- 育成就労制度は、「特定技能 1 号」の在留資格において求められる水準の技能を有する人材を育成すること等を目的とする制度であることから、受入企業には、3 年間の就労を通じて、当該技能の修得に向けて計画的な育成を行うことが求められる。
- 育成就労制度と特定技能制度が連続性を持った制度となるため、外国人が我が国で就労しながら中長期的にキャリアアップできるよう、外国人材に対してキャリアの見通しを示すことが重要となる。
- 育成就労期間における目標を記載した「育成就労計画」と合わせて、建設分野では、建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価基準に従い、中長期的なキャリアパスの見通しを示し、これに合わせた育成を行うことで、着実なキャリアアップを目指していく。

○外国人材の中長期的なキャリアパスと求められる能力レベル

CCUSの能力評価	レベル 1 初級技能者 (見習い) レベル 2 中堅技能者 (一人前) レベル 3 職長レベル レベル 4 高度 マネジメントレベル			
キャリアパス	育成就労 特定技能 1 号 特定技能 2 号			
技能の水準	技能検定 基礎級程度 技能検定 3 級程度 技能検定 1 級程度			
日本語能力の水準	A 1 相当 A 2 相当 B 1 相当			
職種ごとの要件	職長・班長経験が別途求められる（現場での作業やCCUSの能力評価では、講習受講・資格取得が必要）			

(参考)建設分野における上乗せ措置について

特定技能制度の創設にあたり、技能実習制度を含めて、日本人と同等以上の報酬の支払い、月給制、建設キャリアアップシステムへの登録などを必須としている。

	特定技能制度の上乗せ措置	技能実習制度の上乗せ措置
受入企業に関する基準	- 建設業法第3条の許可を受けていること - 建設キャリアアップシステムに登録していること - 特定技能外国人受入事業実施法人（（一社）建設技能人材機構）に所属していること - 国土交通大臣又は適正就労監理機関（（一財）国際建設技能振興機構）が行う調査又は指導に対し必要な協力を行うこと 等	- 建設業法第3条の許可を受けていること - 建設キャリアアップシステムに登録していること 等
処遇に関する基準	1号特定技能外国人に対し、 - 日本人と同等以上の報酬を - 安定的に支払い（月給制）、 - 技能習熟に応じて昇給を行うこと 1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等	- 技能実習生に対し、 - 日本人と同等以上の報酬を - 安定的に支払うこと（月給制） - 雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること - 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
その他	1号特定技能外国人の数が、常勤職員の数を超えないこと	技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良実習実施者である場合を除く。）

※下線部は建設分野独自の措置

(参考)技能評価試験の整備予定(育成就労制度で活用する試験①)

省庁	分野名	業務区分名	主たる技能		試験名（仮称を含む）	特記事項	対応する技能実習移行対象職種・作業	
			名称	概要			職種	作業
国交省	建設	土木	パーカッション式さく井工事、ロータリー式さく井工事、型枠工事、鉄筋組立て、とび、コンクリート圧送工事、ウェルポイント工事、構造物鉄工、建築塗装、鋼橋塗装		技能検定		8職種10作業	
			建設機械施工（押土・整地）	押土・整地機械（ブルドーザ）を使用して走行操作、施工作业及び点検作業を行う技能	建設機械施工育成就労評価試験（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	建設機械施工	押土・整地
			建設機械施工（積込み）	積込み機械（トラクタショベル）を使用して走行操作、施工作业及び点検作業を行う技能				積込み
			建設機械施工（掘削）	掘削機械（油圧ショベル：バックホウ）を使用して走行操作、施工作业及び点検作業を行う技能				掘削
			建設機械施工（締固め）	締固め機械（ロードローラ）を使用して、施工作业（特別教育の受講修了証が必要）及び点検作業を行う技能				締固め
			手溶接	アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能	溶接育成就労評価試験（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	溶接	手溶接
			半自動溶接	半自動アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能				半自動溶接
			管路更生	管路更生に関する技能	管路更生育成就労評価試験（初級、専門級）	新規作成	なし（現在技能実習2号移行対象職種・作業への追加申請中）	
			基礎ぐい工事業	基礎ぐい工事に関する技能	基礎ぐい工事業育成就労評価試験（初級、専門級）	令和8年度以降に新規作成予定	なし	
			鉄筋継手（圧接）	鉄筋継手（圧接）に関する技能	鉄筋継手（圧接）育成就労評価試験（初級、専門級）	新規作成	なし	

(参考)技能評価試験の整備予定(育成就労制度で活用する試験②)

省庁	分野名	業務区分名	主たる技能		試験名（仮称を含む）	特記事項	対応する技能実習移行対象職種・作業	
			名称	概要			職種	作業
国土交通省	建設	建築	内外装板金、ダクト板金、木製建具手加工、大工工事、型枠工事、鉄筋組立て、とび、石材加工、石張り、タイル張り、かわらぶき、左官、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事、壁装、ビル用サッシ施工、シーリング防水工事、コンクリート圧送工事、築炉、構造物鉄工、建築塗装、鋼橋塗装		技能検定		18職種25作業	
			手溶接	アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能	溶接育成就労評価試験（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	溶接	手溶接
			半自動溶接	半自動アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能				半自動溶接
			基礎ぐい工事業	基礎ぐい工事に関する技能	基礎ぐい工事業育成就労評価試験（初級、専門級）	令和8年度以降に新規作成予定	なし	
			鉄筋継手（圧接）	鉄筋継手（圧接）に関する技能	鉄筋継手（圧接）育成就労評価試験（初級、専門級）	新規作成	なし	
		ライフライン・設備	内外装板金、ダクト板金、冷凍空気調和機器施工、建築配管、プラント配管、保温保冷工事		技能検定		4職種6作業	
			手溶接	アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能	溶接育成就労評価試験（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	溶接	手溶接
			半自動溶接	半自動アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能				半自動溶接
			電気設備施工	電気設備施工に関する技能	電気設備施工育成就労評価試験（初級、専門級）	新規作成	なし	

- 調査対象：16,867社(2025年1月末時点で建設特定技能受入計画の認定を受けている受入企業のうち有効な電子メールアドレスのある企業)
- 調査方法・回収率：インターネット上で入力・回答方式、2025年2月1日～2月28日まで。
- 回収率：33.7%(5,685社)。

■ 調査結果概要(抜粋)

○ 常勤職員数：
特定技能外国人・技能実習生(外国人材)を受け入れている企業の常勤職員数は「10人未満」が47.5%と最も多かった。(1社あたり平均1～3名程度の外国人材受入れ。)

	回答数(社)	総数(人)	平均人数	最大人数
特定技能2号	388	411	1.1	3
特定技能1号	4,720	12,259	2.6	55
技能実習(3号)	1,201	2,260	1.9	31
技能実習(1号・2号)	3,621	14,343	4.0	62

○ 外国人材の賃金：(所定内賃金、2024年10月分として支給された賃金)：
・2号特定技能は「30万以上～35万未満」が38.5%と最も多い
・1号特定技能は「25万円以上～30万円未満」が45.3%で最も多い
・技能実習生(3号)は「20万円以上～25万円未満」が46.9%で最も多い、
・技能実習生(1号・2号)は「15万円以上～20万円未満」が59.8%と最も多い

	回答数(社)	平均値(円)
特定技能2号	13	331,154
特定技能1号	3,831	265,225
技能実習(3号)	971	234,108
技能実習(1号・2号)	3,022	196,856

○ 行方不明者の発生状況：(回答数:5,047社)
・回答のあった行方不明者の発生人数は、技能実習生818人、特定技能外国人56人。発生理由(受入企業回答)としては「ブローカーや仲間からの仲介・誘惑」(309社)が最も多い。

○ 特定技能2号への移行の希望：
・受入中の1号特定技能外国人に、特定技能2号として引き続き働いてほしいと回答した企業は88.1%(回答数:4,057社)
・受入中の1号特定技能外国人のうち、特定技能2号として引き続き働くことを外国人本人が希望していると回答した企業件数は76.5%(回答数:3,187社)